

平成19年11月12日（月）

於・虎ノ門パストラル 新館5階「オーク」

水産政策審議会 第34回資源管理分科会議事録

水産政策審議会・第34回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成19年11月12日 午後1時00分

閉会 平成19年11月12日 午後4時10分

2. 出席した委員の氏名

委員 奥野 恒太郎 櫻本 和美 須能 邦雄 寺本 紀久
福島 哲男 宮原 邦之 安元 杏

特別委員 今村 博展 小川 栄 熊谷 拓治 近藤 壽榮造
嶋野 勝路 島貫 文好 中田 邦彦 濱田 健二
保田 綱男 山田 邦雄 吉田 證平 米田 清
婁 小波

3. 水産庁側出席者

中前次長 山下資源管理部長 重増殖推進部長 長尾審議官
石川企画課長 木實谷管理課長 成子遠洋課長 花房研究指導課長
小田巻漁場資源課長

4. 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開 会	1
1. 委員出席状況	1
1. 配付資料確認	1
1. 議 事	
(諮問事項)	
①諮問第130号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます 流し網漁業（日本海の海域）の公示について	2
②諮問第131号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の 公示について	3
③諮問第132号 水産資源保護法施行規則の一部改正について	5
④諮問第133号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する 省令について	6
⑤諮問第134号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の 規定に基づく基本計画の検討等について	8
(報告事項)	
①第1種特定海洋生物資源の採捕数量について	52
②指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	54
③漁業法及び水産資源保護法の改正に伴う政令の制定について	55
(そ の 他)	57
1. 閉 会	58

開 会

○木實谷管理課長 それでは定刻でございますので、ただいまから第34回資源管理分科会を開催させていただきます。

委員出席状況

○木實谷管理課長 委員の出席状況について御報告させていただきます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は委員8名中7名の方が御出席されておりますので、定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。本日の資源管理分科会は成立いたしております。

配付資料確認

○木實谷管理課長 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第がございまして、その下に資料の一覧という紙がございます。

資料1が、委員の名簿でございます。

資料2は、中型さけ・ます流し網漁業の公示について。

資料3は、小型捕鯨業の公示について。

資料4が、水産資源保護法施行規則の一部改正について。

資料5が、指定漁業の許可取締り省令の一部を改正する省令について。

資料6が、海洋生物資源の保存、管理に関する法律に基づく基本計画の検討についての一連の資料でございます。資料6-1から枝番号をつけた資料が6-2、6-3、6-4、6-5、6-6、6-7、6-8、6-9、6-10までございます。

資料7が、第1種特定海洋生物資源の採捕数量。

資料8が、指定漁業の許可、起業の認可の状況について。

資料9が、漁業法及び水産資源保護法の改正に伴う政令の制定について。

資料は以上でございます。もし不足がございましたら事務局のほうに御連絡いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは分科会長、よろしく願いいたします。

○櫻本分科会長 どうも本日はお忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。諮問事項も多うございますので、早速審議に入りたいと思います。

議 事

(諮問事項)

①諮問第130号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます
流し網漁業（日本海の海域）の公示について

○櫻本分科会長 それでは、第1番目、諮問第130号「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について」、御説明をお願いします。

○成子遠洋課長 遠洋課長でございます。座って御説明をさせていただきますことを、お許しいただきたいと存じます。

それではまずお手元の資料2に基づきまして、御説明を差し上げたいと存じます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

19水管第1880号

平成19年11月12日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 若林 正俊

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業

(日本海の海域)の公示について(諮問第130号)

日本海の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成20年3月20日から平成21年2月28日までと定めたいので、漁業法

(昭和24年法律第267号)第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、
貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

公示案の基本的内容でございますが、1ページをおめくりいただきたいと存じます。さ
け・ます漁業でございますが、毎年春に行われますロシアとの交渉によりまして、細かな
操業条件等が定められていくわけでございますが、今回お諮りをいたしますのは、日本海
の水域で操業する中型さけ・ます流し網漁業でございます。

ここにごございますように、平成19年におけます、さけ・ます流し網漁業の許認可の隻数
でございますが、19年の実績は7隻でございましたので、今回お諮りをいたします平成20
年の隻数も、同様の7隻といたしたいということでございます。

なお、それ以外の操業条件については変更ございません。操業期間につきましては、従
来どおり3月20日から開始をいたしまして、我が国の二百海里水域内におきましては7月
10日まで、ロシアの水域につきましては7月5日まででございます。

なお、申請期間につきましては、翌年2月29日までといたしたいと考えております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

特になければ、諮問第130号につきましては原案どおりとさせていただきます。

②諮問第131号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の 公示について

○櫻本分科会長 次に、諮問第131号「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の
公示について」、説明をお願いします。

○成子遠洋課長 引き続きまして、資料3でございます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

平成19年11月12日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 若林 正俊

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

(諮問第131号)

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成20年4月1日から平成21年3月31日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

1枚おめくりをいただきたいと存じます。まず、指定漁業でございます小型捕鯨漁業の許可の有効期限でございますが、引き続きまして1年ごとの更新ということで、平成20年3月31日まで継続をいたしたいということでございます。

また、船舶の許認可の隻数でございますが、実績が9隻でございますので、引き続きまして許認可隻数を9隻といたしたいということでございます。

さらに、公示案の備考の欄を少しおめくりいただきたいと存じます。備考の2の二でございます。皆様御案内のとおりミンク鯨につきましては、残念ながらIWCでモラトリアムということになってございます。

したがいまして、2の二でミンク鯨については、捕獲の停止を解除する日を定めて通知するまでは、これを捕獲してはならないということを定めているところでございます。

なお、これらの許認可の船がとります対象につきましては、IWCの管轄外でございますツチ鯨、ゴンドウ鯨、その他ということでございます。その他の中にはハナゴンドウと称する鯨等々でございます。

以上が、本件に関します御説明でございます。

○櫻本分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特段なければ、諮問第131号については原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 それでは、そのように決定いたします。

③諮問第132号 水産資源保護法施行規則の一部改正について

○櫻本分科会長 次に、諮問第132号「水産資源保護法施行規則の一部改正について」、説明をお願いします。

○成子遠洋課長 それでは、資料4に基づきまして御説明を差し上げたいと存じます。
まず、諮問文を朗読させていただきます。

19水管第1923号

平成19年11月12日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 若林 正俊

水産資源保護法施行規則の一部改正について（諮問第132号）

別紙のとおり、水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令を制定したいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、説明をさせていただきたいと存じます。

今回、保護の対象としたいと存じておりますのは、北太平洋のコククジラという種類の鯨でございます。なお、このコククジラにつきましては絶滅危惧種ということで、厳しい管理が必要になっているところでございます。

したがいまして2段目以降に書いてございますように、一定海域における水産動植物の採捕等の禁止を定める水産資源保護法の表にコククジラを加えまして、具体的な内容で申し上げますと、赤道以北の太平洋の海域におけるその採捕を禁止しようというものでございます。

なお、採捕を禁止することによりまして、同条第1項の採捕禁止に違反して採捕されたコククジラにつきましては、その所持・販売についてもあわせて禁止されるということでございます。

なお、施行の日でございますけれども、周知期間が必要かと存じますので、1カ月程度の周知期間を設けまして、平成20年1月1日施行にしたいと考えております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特段なければ、諮問第132号については原案どおりとさせていただきたいと思っております。

④諮問第133号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する
省令について

○櫻本分科会長 次に、諮問第133号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、御説明をお願いします。

○石川企画課長 企画課長でございます。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

資料5でございますけれども、諮問文を読み上げさせていただきます。

19水漁第2339号

平成19年11月12日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 若林 正俊

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

(諮問第133号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第5項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページに説明文をつけてございますので、これで説明をさせていただきます。

皆様御承知のとおり、指定漁業法の許可及び取締りに関する省令におきましては、漁業調整または水産資源の保護、培養のために指定漁業者が所定の指定漁業につきまして、水産動植物の採捕等に関する指定の制限、禁止の措置に違反して指定漁業を営んではならない旨を定めてございます。

今般、この規定の一部につきまして、市と町の廃置分合が行われる予定でありますことから、合併後も引き続き同一の制限、禁止を行うために、町・郡名等について所要の改正を行うということでございます。

まず(1)といたしまして、高知県吾川郡春野町の廃止関係でございます。沖合底引き網漁業の項におきまして、指定省令の別表が定められておりますが、高知市と同県吾川郡春野町との境界にある烏帽子山頂上と定められておる地点がございます。

これにつきましては平成20年1月1日から、この春野町が廃止されまして、高知市に編入されることになりましたので、烏帽子山頂上の規定について、高知市以外の市町村とは接しなくなることになりましたので、これに伴う所要の改正を行ったところでございます。

また(2)で、鹿児島県揖宿郡穎娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町の廃止関係でございます。大中型まき網漁業の操業禁止区域を定めます別表におきまして、鹿児島県揖宿郡と同県川辺郡との最大高潮時海岸線における境界点と定められている地点がございますが、これについては指宿郡穎娃町別府と川辺郡知覧町南別府との最大高潮時海岸線における境界点の意味でございます。

一方、平成19年12月1日から穎娃町、知覧町、それから川辺町が廃止されまして、この区域をもって南九州市が設置される予定でございますので、南九州市における字の名称につきまして、合併協議会の協定によって、従前の町名を従前の大字に冠したものをもち、大字とすることとされておりますために、これに基づいて所要の改正を行うものでございます。

これにつきましては、それぞれの合併等の記述に合わせまして、(1)につきましては平成20年1月1日から、(2)につきましては本年12月1日から施行することを予定しておりますのでございます。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

町名等の変更に対する省令の変更ですが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。
特段ないようですので、諮問第133号につきましては原案どおりとさせていただきます。

⑤諮問第134号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の
規定に基づく基本計画の検討等について

○櫻本分科会長 続きまして、諮問第134号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、御説明をお願いします。

○木實谷管理課長 管理課長の木實谷でございます。

諮問第134号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく
基本計画の検討等について」の御説明をさせていただきます。

恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

お手元の資料6が、今回の諮問内容でございます。まず、諮問文を朗読させていただきます。

19水管第1929号

平成19年11月12日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 若林 正俊

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく
基本計画の検討等について（諮問第134号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項
の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成18年11月
10日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、
同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られ
た場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同

条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

この内容は平成19年のT A Cの変更、そして平成20年のT A C及びT A Eの設定を御審議いただくものでございます。

平成19年のT A Cの変更につきましては、平成19年のさんまの留保分の解除及びT A Cの変更が第1点でございます。

第2点目が、同じく19年のまあじの知事管理漁業における追加配分でございます。

第3点目は、同じく19年のさば類のT A Cの変更でございます。

それから、20年のT A Cの設定が第4点目。

第5点目が20年のT A Eの設定と、大きくこの5つについて御審議いただくものでございます。

若干資料が多数ございますので、全体を見通しておきますと、資料6-1が海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画ということで、今回の新しく変更した後の基本計画の案でございます。

資料6-2が、新旧の対照表でございます。

資料6-3が、平成19年の今回の変更の部分と、平成20年のT A Cの配分の総括表となっております。平成19年の欄ですと、矢印で書いている部分が変更の部分でございます。

資料6-4が、平成19年の漁獲可能量配分総括表ということで、19年の変更の分だけを抜き出したものでございます。さんまとまさば、ごまさばの欄に矢印が書いてございますけども、こういった変更をいたしたいということ。

それから裏面のほうに、都道府県の配分の変更も、各県の矢印で書いた部分が今回、変更する部分でございます。

資料6-5は、平成20年のT A Cの配分の総括表でございます。裏には都道府県に対する配分の案がございます。

資料6-6が、20年T A C設定のポイントという資料でございます。これも後ほど御説明させていただきます。

資料6-7が、19年の改定と20年のT A Cの設定についての考え方を表に記したものでございます。

資料6－8が、そのうち20年のずわいがにの漁獲可能量の海域別の配分の案でございます。

資料6－9が、T A E（漁獲努力可能量制度）についての説明紙でございます。

資料6－10が、平成19年度我が国周辺水域主要魚種の資源評価結果についてという色刷りのものがございます。

以上を使いながら、若干時間が長くなりますけども、御説明させていただきます。

まず19年の変更の分について、そのうちさんまの留保解除及びT A Cの変更について御説明させていただきます。

全体の数字としましては資料6－4の表がございますけども、さんまの漁獲可能量を19年の分でございますけれども、現在の31.6万tから39.6万tに増やしたいという案がございます。

この考え方については資料6－7、20年漁獲可能量（案）について（19年T A C改定も含む）というのがございますけども、これの1枚目の上のさんまの欄をごらんいただきたいと思えます。

ここがございますように、さんまのT A Cにつきましては、中期的管理方針が基本計画に書かれているわけですが、「漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を安定的に設定するものとする」とされているところでございます。

現在、さんまの資源状況は高位で横ばいでございます。

19年の当初のT A Cは、昨年11月にA B Cの範囲内におきまして、18年漁期同様の28万6,000tに設定しておりました。その後18年漁期におきましては、11月中旬以降にT A Cが満限となって、この時期に漁場形成される常磐から房総エリアに十分な供給ができなかったということで、19年漁期にはこのようなことがないように、T A Cを増枠しておくべきとの要望が業界関係者より出されておきまして、本年7月に加工流通業界からのニーズ、前年からの餌料向けや輸出市場の状況等も勘案しながら3万tを増枠して、31.6万tに期中改定していたものでございます。

そして、このうちの大管管理分2.5万tにつきましては留保して、漁場の形成状況、採捕の動向を見ながら、漁期後半において必要が生じた時点で解除するというところで、本分科会の了解をいただいていたところでございます。

今漁期の状況でございますけれども、漁場形成は良好かつ好天に恵まれ、また加工向け等の需要も堅調であったという理由で、漁獲も伸びておりまして、10月下旬時点で、水揚げ量はほぼ前年並みとなっておりますが、その後も好調な漁獲が継続していると聞いているところでございます。

そうした中でT A Cの数量に関しましては、11月いっぱいの操業と水揚げを確保できるようにしてほしいという要望が、常磐から房総エリアをはじめとする漁業者や、加工流通業者から寄せられておりまして、また最近の情勢としまして、あじ、さば、かたくちいわし等の餌料向けとなる多獲性魚が不足し、価格も高騰しているということで、ミール業界、養殖業界及び水揚げ地の流通業者から、さんま供給を増やしてほしいという要望が寄せられているところでございます。

今回の諮問案につきましては、このように漁期終盤におけます産地水産業へのさんま供給の確保、最近の餌料向け需要の増大、生鮮・加工向けの需要も堅調であると認められること。また、さんま資源が高水準にあつて、利用の余地が残されていること等を総合的に勘案しまして、全体のT A C数量を31.6万 t から8万 t 増やして39.6万 t に増枠することにいたしました。

そのうち大臣管理漁業分は7月からの留保2.5万 t の解除に加えまして、6.7万 t を増やして、合計で申しますと20.8万 t を30万 t に増枠するという案をお示ししているところでございます。

この増枠分の6.7万 t と申しましたけれども、そのうちの2.7万 t は11月中の操業、水揚げを確保するために必要となる量でございまして、残り4万 t につきましては、ミールに向ける数量としての要望に基づくものでございます。

なお、都道府県知事の管理漁業への数量配分につきましては、増枠の要望がなかったということで、今回変更はございません。

まず、さんまの19年T A Cの変更については以上でございます。

続きまして、19年の変更の2点目でございますけれども、まあじの知事管理漁業における追加配分でございます。資料6－4の3ページに図が載っております。

まあじにつきましては、和歌山県と島根県から追加の要望がございました。まず和歌山県でございますけれども、左上の図でございます。赤線が19年の漁獲の状況でございますけれども、本年3月以降まとまった漁獲が見られておりまして、まあじの漁獲につきましては、黒潮離接岸に伴う沿岸海流に大きく影響を受けることが知られておりまして、黒潮が接岸

傾向で推移するとする2007年下半期の予測と合わせまして、9月から10月の中型まき網漁業による漁獲状況を勘案した結果、この資料の2ページ目ですけれど、和歌山県を現行5,000 tに対し1,000 tを追加して6,000 tに改定したいと考えております。

それから島根県でございますけども、3ページの図に戻りまして右上の赤線ですが、本年8月末までに中型まき網漁業による漁獲が2万3,000 tと、高水準の漁獲が継続しております。過去5年間の漁獲状況から予測した結果、追加が必要と判断いたしました。

これによりまして、先ほどの2ページでございますけど、まあじの島根県の欄でございますように、3万 tから4万2,000 tに追加配分をするという案でございます。

以上が、まあじの部分でございます。

それから3点目、19年TACのさば類のTACの変更についてでございます。さば類のTACにつきましては他の魚種と同じように、例年9月に公表されます資源評価結果を用いて、11月に当初TACを設定しておりますが、今期のTACにつきましては、当初TACを設定した資源評価以上に資源が増加傾向にあり、最新の資源評価結果を反映させる必要が生じたということで、19年TACの期中改定を行うものでございます。

ちなみにさば類につきましては、TAC設定の期間が毎年の7月から6月という期間で行っているものでございます。

それではその考え方ですけども、資料6-7の3ページをごらんいただきたいと思っております。ここで説明に入ります前に、委員の皆様には事前に資料を送らせていただいておりますけども、まさばの太平洋の19年のABC limitの数値に若干の誤りがございましたので、新しくお配りした資料をごらんいただきたいと思っております。

さば類のTACにつきましては、まさばの太平洋系群、対馬暖流系群、ごまさばの太平洋系群、東シナ海系群の合わせて4系群を1つにして管理しているところでございます。

TACの設定の手順といたしましては、TACの基礎とする数量を系群ごとに設定いたしまして、これに調整枠を加えたものをTACといたしているわけでございます。

その調整枠と申しますのは、このページの備考欄の（注2）、一番下に記載しておりますように、「まあじ、まいわし、さば類では、漁場の形成状況が毎年大きく変化する」ということで、良好な漁場形成により、配分量が不足する県等に対する追加配分を迅速に行うために、この調整枠を設定しているものでございまして、従来から資源管理基本計画に位置づけられているものでございます。

TACの基礎とする数量を大臣管理分と知事管理分に分けまして、それぞれにこの漁場

係数として0.3、0.5を乗じたものを調整枠といたしているところがございます。

この調整枠の使用方法でございますけれども、当初配分では基礎とする数量相当分の配分にとどめて調整枠は留保して、漁場形成状況に応じて採捕の総量が基礎とする数量以内になることを目安として、追加配分するという使い方をしているところがございます。

今回の改定の御説明でございますけれども、基礎とする数量の算定におきましては、19年の当初TAC設定時に用いたものと同じような管理のシナリオを踏襲して計算しているところがございます。

すなわち、まさば太平洋系群につきましては、資源回復計画による漁獲努力量削減措置が講じられているということで、現状の漁獲圧の維持シナリオ、これは親魚量の維持のシナリオよりも数量が若干小さく厳しいものになるわけでございますけれども、これを採用しているところがございます。

次に、まさば対馬暖流系群でございますけれども、親魚量の維持というシナリオを採用しまして、それからごまさばの太平洋及び東シナ海系群では、同じく親魚量の維持シナリオを採用している。

この結果といたしまして、TACの基礎とする数量は、4系群合計で54万8,000 tとなるわけでございます。

このTACの基礎とする数量に、先ほど説明いたしました漁場係数として、大臣管理分が0.3、知事管理分が0.5、それぞれ乗じた調整枠を合計いたしまして、結果として74万6,000 tということで、19年TACの改定後の数量として御提案させていただいているところがございます。

資料6-4をごらんいただきたいと思います。平成19年漁獲可能量の配分総括表でございますけれども、さば類につきましてはTACの総量が当初の54万4,000 tから改定後に74万6,000 tに増枠するというふうになっております。

内訳としまして右の欄ですけど、大臣管理分が29.3万 t。それから各都道府県への配分は次の2ページになりますが、ここに記しているとおおり、一部の県の数量が増枠になるということでございます。

今回の期中改定の結果につきましては、都道府県に照会を行って、その結果3つのパターンに分かれております。4ページにグラフで整理しておりますけれども、ごらんいただきたいと思います。

1つ目は改定の計算結果に伴い、TAC枠が増枠となるものの、漁場形成が良好である

ため、さらに追加の配分を行う県がございまして、鹿児島県がこれに該当するものでございます。

具体的に申し上げますと、計算結果は当初TAC7,000 tに対して9,000 tとなることを、10月時点において漁場の形成が良好ということで増枠の要望があつて、2,000 tの追加を行つて1万1,000 tとするものでございます。

2つ目は、その下にあるグループでございますけれども、こちらは改定の計算結果に伴い、TAC枠が増枠となるパターンでございます。各都道府県の具体的な数量につきましては前の2ページでございますけれども、網かけのある2段目の数字でございます。上段が変更前の数量、下段が改定後の数量でございます。

最後に3つ目のパターンでございますけれども、4ページの一番下になりますが、計算の結果TACが自然増となるものの、現状では増枠の必要性が低く、要望調査の結果も、改定前のまま様子を見るという回答をいただいたことから、改定前の数量とするものでございます。こちらに該当するのが高知県及び長崎県となります。

なお、今後も漁場の形成状況によりまして、追加配分を行うことがあるかもしれませんが、その場合には本分科会において御審議をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

以上が、19年のTACの変更の御説明でございました。

続きまして、20年のTACの設定について御説明させていただきます。まず、個々の特定海洋生物資源の動向につきまして、漁場資源課長から御説明を申し上げます。

○小田巻漁場資源課長 漁場資源課長でございます。資料6-10で御説明したいと思いません。

座って御説明させていただきたいと思いません。

これにつきまして、我が国周辺水域の魚種の資源評価結果についてということで、既に9月に全国評価会議を開きまして、資源関係者、漁業関係者の方には御説明してありますけれども、それをまとめたものでございます。

1ページには、水産庁で資源評価を行つておりますやり方等について御説明しております。そこに点線で囲つてありますけれども、資源の状態を判断するために必要な調査ということで、一番主なものは④にあります漁獲量・生物測定データから年齢別資源尾数及び資源量の把握をして、年齢構成がわかれば、次の年度のまた年齢資源尾数が推定できることとなります。

さらに、卵稚仔調査、新規加入量調査等を行えば、新しく加わってくる資源量をさらに加えることができるということで、こういうものから2. にあります、資源管理の方策を判断するためのいろんなものを判定して、その結果推定しているということでございます。

一番主なものは、①にあります再生産関係、親の量がどれぐらいいて、それから産まれる卵稚仔、さらに加入量がどれぐらいかという見込みでございます。その後、現在の漁獲圧を勘案して将来予測を行うという形になっております。

下に囲ってありますところに資源評価結果としまして、資源水準、これは過去20年における資源量の推移から高位・中位・低位としており、資源動向につきましては最近5カ年、過去5カ年程度の推移から増加・横ばい・減少というふうに区分しております。

将来的に生物的、非生物的環境状況のもとで持続的に達成できる最大の漁獲量について、生物学的に最も推奨できる漁獲量の推定をしております、それがいわゆる生物学的許容漁獲量ABCという形で算定しております。

なお、先ほど言いましたような、持続的に達成できる最大の漁獲量は、いわゆる最大持続生産量(MSY)と言われているものでございます。

続きまして1ページめくっていただきまして、具体的に各魚種の資源状況について御報告したいと思います。

まず、さんまでございますけども、さんまは太平洋北西部系群となっております。最近さんまにつきましては、この図にありますように、太平洋を180度越えた西経域のほうにまで分布しているということでございます。

主な漁場としましては、秋に日本沿岸、道東海域から三陸、常磐沖まで回遊してきまして、そこが主な漁場になるという形です。

次の中段にありますのが、先ほど言いましたような漁期前の調査、これを西経165度ぐらいまでやりまして、2007年6月、7月に行った調査でございますけども、これで資源尾数の推定をするということで、かなり沖合にさんまが分布しておることがわかっております。

その下の段に、最近の漁獲量およびCPUEの推移ということで、近年は20万t前後、2006年の漁獲量は24万tでCPUEも高い状態ということで、右側のページに四角で囲っておりますけども、資源水準は高位、資源動向は横ばいという判断をしております。

右のページの上のほうに書いてありますのが、資源量は最近では大体400万t程度、2003年は800万tという非常に大きな値でしたけれども、最近では400万t前後ということ

で非常に資源が多いために、漁獲割合としては10%程度ということで、比較的低い値となっております。

将来の見通しに関係します加入尾数の推移でございますけども、右側の欄が各年の加入尾数、さんまは2年魚でございますので、0歳魚が1年たって1歳魚以上になって漁獲されるという形で、0歳魚を見れば次の年の資源量がわかるという形になっておりまして、2007年の加入尾数は682億尾ということで、2006年が381億ですので、倍近く増えているということで、2008年は非常にいい加入があつて、資源量としても増大するだろうという見込みでおります。

その結果、四角で囲っておりますところに、ABC limitは、189万2,000 tで、我が国の日本水域分ということで104万 tとなっております。現在の漁獲圧で見ますと57万1,000 tで、我が国の分で31万4,000 tということで、かなり余裕がある漁獲状況になっているということでございます。

次のページを見ていただきまして、すけとうだらにつきましては4つの系群に分かれて評価しております。まず、すけとうだらの日本海北部系群は、北海道の日本海側で漁獲されているすけとうだらでございますけども、図が見にくくて恐縮ですが、現在産卵場所が北海道の檜山海域、後志、岩内湾というところで、沿岸域に非常に限定されてしまっているという状況でございます。そこを回遊して、産卵してまた戻っていくという形になっております。

下を見ていただきますとわかりますように、かつて1993年には12万 t、14万 tという非常に大きな漁獲があつたわけですが、2006年度の漁獲量としましては2万1,000 tというふうに、非常に減少傾向にあるという形でございます。

右のページへいきまして、資源量および漁獲の割合でございますけども、先ほどの漁獲量等のデータから見たところでは、資源量も92年以降減少傾向、2006年度の資源量としましては9万5,000 tまで減少しているということでございます。

その右側に書いてあります再生産関係のグラフでございますけども、横軸に親魚量を取りまして、縦軸に加入量——すけとうだらは2歳以上になって獲られるということで、2歳の時点での加入尾数を書いております。白丸が各年の親の量に対する加入量という形で、グラフで年ごとに結んでございますけども、現在一番下のほうに2007、横軸のところに非常に近づいております。親魚量はそういう程度ですけども、加入量が非常に低いという状態になっております。

真ん中に縦棒が1本ございますけども、 $B\ limit = 15\ 万\ t$ という線が書いてございますが、この赤い線の右側にいきますと加入量がそこそこ大きいということで、親魚量を15万t以上にしておけば、そこそこ加入も安定的に見込めるということでございます。

そういう状態でございますので、2006年級群の加入が若干増加するような傾向が見えたのでございますけども、それ以外の年の年級については、あまり豊度の高い加入が期待できないということで、先ほど言いましたように資源水準は非常に低位でありまして、動向としては減少という形で、親魚量を増やさないことには加入量の増加は見込めないということで $A\ B\ C\ limit$ は4,200tとなっております。

現在の親魚量を維持するだけならば4,600t。現在の漁獲圧で獲ってしまいますと1万5,600tという形になっておりまして、親魚量を回復させるためには、この程度の $A\ B\ C$ の値、4,200t程度に押さえておけば、親魚量は増えていくという予測になっております。

次に1枚めくっていただきまして、すけとうだらの太平洋系群でございます。太平洋系群はこの絵にありますように噴火湾、漁場としましては道東海域から三陸、東北海域まであるわけでございますけども、その辺を回遊していきまして、主な産卵場所としましては噴火湾周辺という形になっております。

ここも下の図にありますように漁獲量の状況を見ますと、以前に比べればかなり低い状況、2006年度の漁獲量は14万4,000t程度という形になっております。

資源量及び漁獲割合のグラフを見ていただいても、緩やかな低下傾向にあるということで、2006年度の資源量としましては、過去最低の77万tという状況になっております。

ただ、再生産関係を見ますと、先ほど言いましたように横が親魚、加入量を縦にとっているわけですが、赤い印がついております2006年度親魚量はそこそこあるということで、こういう状態ならば、さらにいい加入が見込める範囲内であるということでございます。

ただ、近年はまだ卓越年級群の発生は見られていないということで、総合的な評価結果としましては資源水準は低位、資源動向としては減少傾向にあるということでございます。

漁獲のシナリオとしましては、1996年以降の低い再生産成功率が継続しても、親魚量を $B\ limit$ 以上に維持する、親魚量がある程度あれば、いい加入が出る可能性があるということで、そういうふうには維持するためには、 $A\ B\ C\ limit$ としましては10万6,000tで、親魚量をそのままに維持する程度の話だったら9万5,000t、現在の漁獲圧だと11万5,000tと、若干 $A\ B\ C$ を上回っているという形になっております。

めくっていただきまして左のページにございますものが、すけとうだらのオホーツク海南部でございます。これはロシアのサハリン沖等も含めた形のまたがり資源になっております。

ただ、このグラフを見ていただきまして、かつて25万tと非常に大きな漁獲があったわけですが、現在では非常に低位になっているということで、2006年度の漁獲量は1万5,000t程度という形になっております。

現在のこのグラフ等の結果から見まして、資源水準は低位で、動向としましてもまだ減少傾向にあるということでございます。ただロシア水域では、2005年級群はある程度の豊度が高いという情報もありまして、現在の資源状態に応じた漁獲を継続して、豊度の高い加入を待っているというシナリオとなっております。

これ全体は資源の色々なことを判断するような資料がございませんので、最近5カ年の漁獲量をベースにABC limitを計算しまして、1万200tがABC limit値として計算されるということでございます。

さらに右のページにいていただきまして、すけとうだらの根室海峡でございます。すけとうだらが根室海峡に寄ってきて産卵場所を形成して、そこで漁獲するという形でございますけれども、これもかつての1980年代の非常に大きな漁獲に対して、非常に小さくなってしまっているという状況です。これもまたがり資源でございますので、きちんと資源の全体像が把握できておりませんので、最近の漁獲状況から判断しております。

現在のシナリオとしましては、漁獲物の年齢構成等から加入状況が悪化している可能性があるということで、漁獲圧を減らして資源の回復を図るということで、最近5カ年の漁獲に対して、さらに減らした形でABC limitを設定するという形になっておりまして、5,400tという形でございます。

次が、まあじの太平洋系群。まあじは東シナ海から本州四国の南岸で産卵しまして、それが三陸沖、黒潮続流域で成長しまして、三陸沖から常磐沖で漁場が形成されるという形になっております。

漁獲量の推移を見ていただきまして、ピークは95年のころでございましたけれども、まだ資源的には中ぐらいになっているというのが見てとれると思います。

最近3カ年を見ますと、漁獲量は若干減っておりますので、それと右側のページの資源量及び漁獲割合のグラフを見ていただきまして、資源量としましてはピークを過ぎて若干長期的には低下傾向にあって、ただ、まだ中ぐらいの水準にあることが判断できますの

で、資源水準としては中位、資源の動向としましては減少傾向にあるということでございます。

上の右側にあります再生産関係を見ていただきますと、先ほど言いましたB limitよりも右側にありまして、親魚量がそこそこありまして、まだ加入量もそこそこ見込める状態にあるということで、親魚量を現在の水準に維持しておけば、まだまだ十分な漁獲が見込めるということで、ABC limitとしましては親魚量の維持を目的としまして、4万5,000 tという形になっております。現在の漁獲圧を維持しても4万5,000 t程度はとれるということで、一応、中ぐらいの評価という形になっております。

次がまあじの対馬暖流系群。こちらは東シナ海から九州西方、山陰から北陸にかけて産卵場所を形成して、その周辺で生育し、そこがまた漁場になるという場所でございますけれども、こちらも90年代が非常にピークになっておりまして、そこから若干低下傾向になりますが、まだ中ぐらいの水準にあるという形です。

右側のページで見ていただきまして、評価結果としましては資源水準は中位、動向としては減少傾向となっております。

先ほどと同じように、親魚量は先ほどのB limitという、まだ加入量が見込めなくなるほど悪くないという状況で、親魚量を同水準に維持すればいいという形で、ABC limitは、16万3,000 tで、我が国の二百海里水域内では15万 tという形で計算しております。

次が、まいわしの太平洋系群でございます。まいわしは御存じのように、資源が大きいときは非常に大きいですが、最近では低迷しているという状況でございます。

左のページの漁獲量の推移を見ていただきますと、80年代は250万 t以上漁獲されておりましたけれども、最近では10万 t以下、2006年の漁獲量は5万 tという程度になっております。

一番下の欄でございますように、1980年代につきましては、色分けしてありますのは年齢別の漁獲尾数でございますけれども、2歳魚、3歳魚、4歳魚、5歳魚という格好でとらえておりましたが、最近はそういう高齢魚が少なくなっておりまして、漁獲は0歳魚と1歳魚が主体となっているということで、2005年級群が少し加入が多かったものですから、1歳魚として多く漁獲されているという状況でございます。

右側のページの上の欄を見ていただきますと、漁獲と同じように資源から見ても、1990年代から低迷していると。かつて資源がたくさんあるときは、漁獲割合も20%以下という

格好でしたけども、最近資源が少なくなっているために、漁獲割合も40%程度になっているということでございます。

右側の再生産関係を見ていただいてもわかりますように、親が多いときは加入量も非常にたくさんということもございますけども、親魚量が少なくなると、2006年は下の表にございますが、かつてなく親魚量の量が低いということで、加入量もあまりないということもございます。

資源評価結果としましては、資源水準は低位で、資源動向としては低位のまま横ばいという形でございます。

現在の漁獲シナリオとしましては、資源の持続的利用のためには、現在の漁獲圧は高いと考えられる。

ただ、低位水準でございますので、非常に資源そのものが小さくなってしまっておりますので、評価誤差が大きいということで、推定自身も不確実性が高いというところに留意する必要がありますけれども、現在非常にかつてなく最低水準の資源量という状況になっておりますので、最低資源量への減少を回避して親魚量を維持、さらには回復させることを目指すということで計算いたしますと、2008年のABC limitとしましては3万8,000 t、現在の漁獲圧を維持しますと4万8,000 tという値になっております。

さらに回復をうんと早くさせるためには、さらに漁獲を減らして2万4,000 t程度ならば、2015年ぐらいまでに、かなり回復が見込めるという計算結果になっております。

次にめくっていただきまして、まいわしの対馬暖流系群を見ていただきますと、主な産卵場は九州西岸でございますけども、それが対馬海峡から山陰・北陸沿岸で分布しているという状況でございますが、これも同じような状況でございますが、80年代、90年代は漁獲量が150万 tというような大きい時期もあったわけですが、2006年現在は約3,000 tです。

ただ、2004年以降の漁獲量は若干増加している傾向も見られます。ただ、資源量の状況で、下のグラフで見ていただきますと、2000年以降横ばいになってしまっている。2006年の資源量は8,600 t程度という形で、資源評価結果といたしましては資源水準は低位で、動向としては横ばいという形で、現在でもまいわしを専獲することはやめて混獲程度にとどめるという形になっておりますけども、今後もそれを継続して、専獲を避けて混獲程度の漁獲にとどめるという形でございます。

欄外に参考値として試算した、2007年の漁獲量はFsusという格好で親魚量を維持するような形では5,500 t、現在の漁獲圧でも5,200 t程度という参考値として計算されております。

す。

以上が、まいわしでございます。

次が、さば類でございます。さば類はまさばとごまさばに分けて、さらに系群ごとに太平洋系群と対馬暖流系群とに分けております。

まず、まさばの太平洋系群でございますけれども、本州南岸で産卵したものが黒潮続流に行きまして、当歳魚の生育場としましては黒潮続流域、さらにそれを北上して親潮海域で索餌して、大きくなってまた戻ってくるという形で、これも漁場は三陸からずっと本州南岸ぐらいまでに形成されているという状況でございます。

漁獲量としましては1970年代、76～77年が非常に多かったわけですが、現在は低位となっています。図の漁獲量の推移の下の注釈のところ、「1999年以降10万 t 以下、2005年は」となっておりますが、恐れ入りますが「2006年」の間違いでございます。「2006年は約23万6,000 t と増加している」という形に、訂正をお願いいたします。

漁獲量は2004、2005、2006年と増加傾向になっておりますが、下のほうで年齢別漁獲尾数を色分けしてございますけれども、一番下の黒いのが0歳魚、ねずみ色のが1歳魚、白抜きのが2歳魚という色分けになっております。

例えば1978年ころとか86年ごろ、最近では1994年、96年というところで非常にピークが出て、そこで大きい加入があったということでございます。

現在2004年以降、若干伸びておりますけれども、その構成を見ますと、近年2004年が非常に資源としても漁獲がふえているのは、0歳魚の加入があったということでございます。2004年級群の加入があつて、2005年も1歳魚がとられている、さらに2006年も2歳魚でとられているということで、漁獲量で見ると2004、2005、2006年と増えているのですけれども、これは2004年の加入群が非常に継続していて、それが大きくなってとられているということで、尾数として見ますと、2004年に比べると2005年、2006年の加入が非常によくなかったという状況を示しておるということでございます。

右側のページへいきまして、資源の動向は先ほどと同じように、かつてに比べるとかなり低迷しているという状況でございます。再生産関係を見ますと、06年、04年、92年、96年という格好で、低いながらも時々加入が出るときがあるということで、年代によって、かつてのように非常に大きい親魚量がいり、加入量がある状況から、現在では非常に低迷しながら、時々いい加入があるという状況になっているということでございます。

資源評価の結果としましては、資源水準としてはやはりまだ低位であるということで、

先ほど見ていただいたように、資源動向としては増加傾向にあるということで、この増加の原因は中段に書いてございますけども、2004年級群の加入水準はかなり高く、これにより資源量が増加したということでございます。

ただ、続く2005年、2006年の加入水準が低く、一時的な親魚量の減少が考えられるということでございます。このグラフを見ていただいても、今後10年程度で、親魚量が非常に低い状態にあるということで、資源回復をさせて45万t近傍への回復を目指すというシナリオで見ますと、ABC limitとしましては12万3,000t、現在の漁獲圧で見ますと16万7,000tですので、若干ABC limitよりも大きくなってしまっているという状況でございます。

めくっていただきまして、まさばの対馬暖流系群につきましては、この図にありますように、東シナ海を中心に産卵場、生育場、漁場が形成されているものでございます。

同じく、漁獲量及びC P U Eの推移を見ていただいても、長期低下傾向です。95年、96年には非常に大きい加入があったんですけども、その後は低くなってしまっているということで、C P U Eで見ますと、最近では安定した漁獲が見えるという状況になっております。

右側のページにいきまして、資源量で見ましても低位の状況が続いております。再生産関係で見ましても、1997年、73年とか97年程度よりも右側にありますと、大体40万tより上にありますと、いい加入が見込めるのでございますけれども、2006年現在の状態だと、やはりそれを下回っておりますので、なかなかいい加入を見込むことができない状況でございます。

資源評価結果としましては、資源水準としては低位、動向としては横ばいということでございます。少なくとも、先ほどの図にありましたように、親魚量を40万t以上に回復させるのが望ましいということでございます。そういうシナリオでABC limitを計算しますと18万4,000tで、我が国の水域内でとれる分は8万9,000tという形に見込んでおります。

現在の親魚量、少ないのをそのままにしておくような状況であれば、もう少し魚をとることができまして21万7,000tで、現在の漁獲圧の維持といいますと20万8,000tという形で、現在の漁獲圧を継続すると、親魚量が増加することは余り見込めないという状況になっております。

めくっていただきまして、ごまさばの太平洋系群でございます。ごまさばとまさばは一

緒に獲られてしまうということですが、それを分類しまして比率にして分けて、資源の動向を見ているという形でございます。

下のグラフを見ていただきますと、太平洋の中・南区という格好で分類しておりますけれども、資源の動向を見ますと、近年は非常に高い水準にあるということでございます。

資源の動向としましては、右側のページの資源量及び漁獲割合で見ていただきますと、資源量は2004年にピークでございますけれども、若干そこが2006年にかけて下がっている傾向にあるということでございます。

というのは、1つは右側の再生産関係にもございますように、2005年級群、2006年級群の加入は少ないと。グラフの一番右に、資源としては大きいのでございますけれども、縦の加入量を見ますと、2006年は非常に低い状況になっておりまして、資源の評価結果としましては、資源の水準としては高位にあるんですが、先ほどのような加入量があまりよくないということから、動向としては減少傾向であるということで見込んでおります。

A B C limitといたしましては、95年水準以上に維持していくということで、11万2,000 t、現在の漁獲圧でとれば7万9,000 tということで、まだ余裕はあるんですけども、そういうような数字になっております。

次に、めくっていただきましてごまさばの東シナ海系群。こちらも下の漁獲量の推移のグラフを見ていただければわかりますように、かなりでこぼこがございますけれども、2005年、2006年高位の状況でございます。

右側のページの資源量及び漁獲割合のグラフを見ていただいても、資源としては2006年は最高水準に近い値に伸びているということで、再生産関係を見ていただいても、2006年が一番右側で、親魚量としては多い状況にありまして、縦軸で見ても非常に高いレベルにあるということで、資源評価結果としましては資源水準は高位で、資源動向は増加傾向にあると判断しております。

これは、現在の親魚量を同水準に維持すれば持続的な漁業が可能だということで、A B C limitとしましては9万6,000 t、我が国の水域内では9万2,000 tという形で評価しております。

次に、するめいか。するめいかは冬季発生系群と秋季発生系群があります。冬季発生系群というのは、東シナ海で大体12月から3月ぐらいに産卵しまして、それが日本海とか太平洋側を通りまして、大体太平洋が多いんですけども、道東海域からさらに東北沖で成育しまして、それがまた日本海のほうを通過して戻ってくる。するめいかは1年魚でございます。

すけれども、1年を通してそういうような回遊をするという形になっております。

下のほうを見ていただきまして、漁獲量およびC P U Eの推移としましても、ピークは96年ぐらいであったわけですがけれども、最近でもそこそこ漁獲量は維持しているという形でございます。

右側のページで、資源量および漁獲割合を見ていただいても、資源としましては、低いほうではなくて中ぐらいのレベルを維持していて、さらに最近では横ばいにあるということでございます。

再生産関係を見ましても、親魚量としても中ぐら이다し、加入量としても中ぐらいのところにあるということで、評価結果としましては資源水準は中位、動向としては横ばいという形で、A B C limitとしましては22万3,000 t、現在の漁獲圧で見ましても19万5,000 t程度ということでございます。

めくっていただきまして、するめいかの秋季発生系群。これは、東シナ海で産卵するのが10月から12月ぐらい、これが対馬暖流に乗りまして日本海側に入っていくって、さらに5月から9月ぐらいまでに成育したのが、また戻ってくるという形の回遊を繰り返します。

これにつきましても、下のほうの漁獲量の推移を見ていただければわかりますように、韓国と日本の分を足したものでございます。上が韓国、下が日本の漁獲量という格好になっておりますけれども、最高は1996年度か1999年でございますが、最近でもまだ中程度の漁獲量を維持しているということでございます。

ただ、最近の傾向としますと、若干減少傾向が見られるということで、右側の資源量及び漁獲割合のグラフでも同じでございます。資源水準としては中位、資源動向としては減少傾向でございます。

ただ、右側の再生産関係を見ても、それほど親魚量、資源尾数としても悪い状態ではないということで、現在のような好適な環境が続くと考えますと、このまま現在程度の漁獲によって高い水準を維持することができるだろうということでございます。

A B C limitは、資源の最大の持続的な利用ということで計算しますと、43万6,000 t。我が国の水域内では19万3,000 t。最近の漁獲係数で計算しますと、Fcurrentと言いまし、て21万7,000 t、我が国の水域内9万6,000 tということで、かなりまだ余裕があるという状況の資源になっております。

以上がするめいかで、めくっていただきましてずわいがにでございます。ずわいがににつきましましては日本海系群が非常に大きくて、そのほかにオホーツク海とか太平洋北部系群

という、少し小さめの資源がございます。

ずわいがににつきましては、漁獲量の推移を見ていただきますと、かつて60年代、70年代は非常に高位にあったわけですが、90年前後には非常に最低のところまで落ち込んで、それがさらに2000年以降増加してきているという状況でございます。

資源密度指数、A海域とB海域、富山県以西と新潟県以北という格好で分けてございますけれども、特に左のページの下の方のグラフのA海域を見ていただきますと、2つに分かれて、兵庫県以西と京都～石川という格好で、兵庫以西、特に隠岐の周辺ということを知っていますが、非常に資源が伸びているという状況でございます。

今のは雄のほうで、雌のほうでも同じ形で、兵庫以西の海域で伸びているという状況でございます。

B海域でも若干ばらつきがありますが、雌のほうは若干低下傾向にありますが、雄のほうは伸びているという状況でございます。

右側に判断が書いてございますけれども、資源水準としては中位、動向としては増加傾向ということで、現在の漁獲圧を維持することによって、漁獲量の増加と資源の高位水準への回復という形が達成されるだろうということで、ABC limitとしましては6,200 t、最近3カ年の漁獲量の平均としましては4,600 t程度ということで、現在の漁獲量でも十分ABCとして持続的に利用できるという状況になっているということでございます。

B海域につきましては、同じように資源水準としては中位、動向としては横ばいという判断をしております。現在の漁獲圧のもとで資源量の維持、または高位水準への回復が可能であるということで、ABC limitは270 t、最近3カ年の漁獲量は230 tということで、これもABC以下になっておりまして、安定した利用が考えられるということでございます。

ずわいがにの太平洋北部系群は、漁業としては比較的小さいものでございます。めぐっていただきまして左側のページが太平洋北部系群、右側がオホーツク海系群になっておりますけれども、資源としましては中ぐらいで、資源動向としては最近2～3年、資源量及び漁獲割合で見ていただきますと、この3年間では増加傾向にあるということで、判断としましては資源水準が中位で、動向としては増加傾向。

現状程度の漁獲圧であれば、資源は維持可能だということで、ABC limitとしましては540 t。最近の漁獲量としましては130 t程度ということになって、十分持続的な利用が可能であるという判断をしております。

オホーツク海系群につきましては、ロシアとのまたがり資源でございますので、ロシア側の資源の動向でかなり左右されるところがありますが、ロシア側の水域ではまだ低位で横ばいという情報がありまして、ロシア側からの来遊は期待できないという状況にあります。最近の状況を見ますと水準としては低位で、若干増加傾向だということです。

資源全体をとらえるような資料がございませんので、最近4年程度の漁獲量から見ますと、ABC limitとしましては、大体421 t程度であれば維持できるだろうということでございます。

最後に、ずわいがにの北海道西部系群。これをやっている漁船数が3隻程度ということで、非常にこじんまりとした漁業がされていると聞いておりますけれども、比較的安定した漁獲となっており、97年から2006年で、大体30～40 tということでずっと安定しているということで、資源水準としても恐らく中位で横ばいであろうという判断をしております。

そういう意味では、最近の漁獲量を参考にしまして、2008年のABC limitとしても43 t程度とっておけばいいだろうということでございます。

一番最後のページに、TAEの漁獲努力量に対する総漁獲努力量の規制の対象になっております魚種につきましては、あかがれい、さめがれい、とらふぐ、まこがれい、やりいか、いかなご、さわら、まがれい、やなぎむしがれいという格好で、それぞれ資源の評価を行っております。例えばあかがれいは、中位で増加傾向にあるというような格好の判断をしております。

なお、まこがれいは沿岸資源動向調査——資源の調査はほかの魚種と一緒にやっておりますけれども、県のほうで判断していただいているということで、沿岸資源動向調査という分類にしております。

宗谷海峡のいかなごにつきましても、北海道庁の評価ということで、水準としては中位で、動向としては横ばいという判断をしております。

以上が、今年のTAC魚種、TAE魚種の評価結果の概要でございます。

以上でございます。

○木實谷管理課長 続きますので、20年TACの御説明をさせていただきます。資料6-5がございすけれども、これが平成20年TACの配分総括表（案）でございます。魚種ごとに総漁獲可能量、それと大臣管理分の配分を載せております。

それから、この資料の裏ページが2ページになりますけれども、これが都道府県に対する配分表でございます。これについて説明するわけでございますけれども、前年からの比較の面

では資料6-3が平成19年の数字が横に並んでおりますので、適宜御参照の上、ごらんいただければと思います。

それではまず初めに、資料6-6をごらんいただきたいと思います。20年漁獲可能量設定のポイントでございます。

20年のTACの設定に当たりましては、基本的にこれまでの方法に沿って、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定にのっとり、また海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画に定める理念、方法等に基づくとともに、特にここに記載しました考え方により行うことといたしたいと思っております。

まず1の、生物学的知見の活用でございます。資源管理を的確に行うためには、管理を行う種に関する生物学的知見に基づき実施していくことが重要でございます。漁獲可能量の設定に当たりましては、TACがABCを上回る幅を、なるべく小さくなるように留意してきたところでございます。

今回のTAC設定におきましても、この考えを踏襲したいと考えておりますが、TACの設定に当たっては漁業経営の状況等への配慮とともに、一部魚種では次の2に記載します、調整枠の設定を行うことといたしますことから、TACとABCの一定程度の乖離が生ずることはいたし方がないものと考えております。

期中改定の考え方について、(2)に記載しております。「漁期開始後、漁海況の見通しが直近の資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、新たな科学的データ等を用いて速やかに資源の再評価を行い、その結果を踏まえて漁獲可能量を改定することとする」というものでございまして、これは基本計画の第3の6に記載してある点の確認となります。

資料の3ページに、基本計画に関連する部分を抜粋して載せておりますので、適宜御参照いただきたいと思います。

特に、今後もABCの算定も含めて、資源評価そのものの精度向上に努めていくこととしておりますが、それでも利用できるデータが限られる等の理由から、資源変動の大きい魚種等では、当歳生まれの加入群等の資源量の把握には限界がございまして、資源評価結果が必ずしも、TAC運用時の資源状況を的確に反映していない可能性もあるという認識に立ちまして、最新のデータ及び漁海況の状況に応じて、漁獲可能量の改定も行うこととするものでございます。

なお、これらに関連しまして、TACの設定方法とABCとの関係、関連情報の発信等

につきまして、昨今、各方面からいろいろな御意見をいただいているところでございまして、水産庁におきましても今後、TAC制度のより一層の運用改善について、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

2の調整枠の設定でございます。これは先ほど19年、さばTAC改定のところでも触れましたけども、基本計画第3の3に記載しておりますように、まいわし、まあじ、さば類のTACにつきましては、資源評価結果に基づいて算定されたABC等の数量をベースに、漁獲可能量の基礎とする数量を設定し、これら魚種では漁場の形成状況が毎年大きく変化するというので、良好な漁場形成により、配分量が不足する県等に対する追加配分を可能とするために、調整枠を設定するものでございます。

(注1)に書いておりますように、漁場の位置・大きさ等の変動によりまして、配分量に見合う漁獲実績がない県と、良好な漁場形成により配分量が不足する県が混在するなど、漁獲に偏りが発生する場合の調整の仕組みということでございます。

調整枠は漁獲可能量の基礎とする数量を、指定漁業分と知事分に分けた数量に漁場係数、指定漁業は0.3、知事が0.5を乗じて設定することにしております。

この結果、漁獲可能量の基礎とする数量プラス調整枠というふうに計算されるわけでございます。

なお漁期当初につきましては、漁獲可能量の基礎とする数量のみを配分して、調整枠は留保の上、漁場形成の状況を踏まえつつ追加配分すると。追加配分に当たっては、採捕の総量が漁獲可能量の基礎とする数量以内になることを目安とするというふうにしていただいております。

それから、3の外国水域とのまたがり資源のTACについてでございます。韓国・中国・ロシア水域とのまたがり資源につきましては、従来どおり、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮しまして、来遊状況が良好な場合に対応できる数量を設定しようとするものでございます。

我が国水域の漁獲量比率が明らかであるもの、さんま、それからまあじの対馬暖流系群、さば類の対馬暖流系群等、それからするめいかにつきましては、事前にお送りした資料と若干異なりまして、「原則」ということをつけておりますけども、「我が国分の割合は、原則過去5カ年間の我が国水域における漁獲量比率の最大値とし、この比率を資源全体のABCに乗じたものを、我が国水域分のABC等とし、これをTAC算定のベースとして用いる」ことといたしております。

それから（２）でございます、我が国水域の漁獲量比率が不明の資源、すけとうだらのオホーツク海南部・根室海峡及びずわいがにオホーツク海系群につきましては、近年の最大漁獲量を漁獲可能量とすることによりまして、最大の来遊状況にも対応できるようにするものでございまして、すけとうだらについては過去7年、ずわいがにについては過去5年の最大漁獲量を漁獲可能量とすることにしているものでございます。

続きまして、資料6－7をごらんいただきたいと思っております。「20年の漁獲可能量について」という資料でございますけれども、これをごらんいただきながら、魚種ごとのTAC設定の考え方を御説明申し上げます。

まず、さんまでございます。さんまの資源は高位横ばいで、20年のABC limitが104万tとなっております。

さんまのTACにつきましては、先ほども御紹介しました中期的管理方針によりまして、漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を安定的に設定するものとするとしております。

平成20年漁期のさんまTACにつきましては、需給や供給に関する条件が、現時点で19年漁期から大きく変化すると見込まれていないということで、19年と同量の39万6,000tにしたいと考えております。

大臣管理、都道府県管理、それぞれの配分につきましては、さんまでは関係漁業者間の確認に基づきまして、平成9年から16年までの漁獲比率に基づいて計算しております。

具体的には大臣管理分が、資料6－5にございますけれども、平成20年の漁獲可能量の配分総括表のさんまの欄でございますが、総漁獲可能量が39.6万tで、うち大臣管理分が30万t。

知事管理分は1枚めくっていただきまして、縦表のさんまの一番左の欄でございますけれども、北海道が5万1,000t、岩手県が6,000t、その他は幾つかの県で若干という配分をいたしておるところでございます。

なお、この若干でございますけれども、ずわいがにとまいわし以外の魚種につきましては、過去の漁獲実績がおおむね100t以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県。

それから、まいわしにつきましては、おおむね30t以上ある都道府県。

一方、ずわいがににつきましては、過去の漁獲実績が10t程度以下の都道府県が該当し

ておりまして、この若干の配分になった都道府県につきましては、現状以上に漁獲努力量を増加させず、また採捕の数量についても前年程度におさめるよう努力することになっていくところでございます。

また、「－」が書いてある欄がございますけれども、若干も含めまして数量を記載していない「－」の意味でございますが、若干の要件にも満たない漁獲量しかなく、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理を必要としない県でございます。

さんまの平成20年TAC数量の御説明は以上でございますけれども、さんま資源は現在高位で、今回のTAC数量以上に利用する余地が残されております。さんま資源の一層の有効利用を図っていくことが、極めて重要な課題になるわけでございます。

したがって今後、餌料向け多獲性魚の需給動向、あるいは国際水産物市場の動向等によりまして、さんまの需要や供給に関する状況が変化する可能性もございます。必要に応じて漁期開始前にTAC数量を改定するために、本分科会において御審議をお願いする場面が出てくるかもしれませんので、その折にはよろしくお願いたしたいと思っております。

次に、すけとうだらでございます。資源は4系群でございますけれども、いずれも低位減少傾向ということで、中でも日本海北部系群につきましては、資源評価が昨年よりさらに厳しいものとなっております。

このため、19年漁期の漁獲状況を見た上で、来年4月からすけとうだらについては漁期が始まりますけれども、その漁期前、2月ごろかと思っておりますが、本分科会で御審議いただき、TAC全体数量を設定いたしたいと考えておりまして、今回は知事分のうちの数量配分のある北海道を除きます、若干配分相当量のみを設定することにいたしたいと考えております。

このため、資料6-5の総括表におきましては、すけとうだらの漁獲可能量の欄は、若干配分量相当の3,000tとしておりまして、大臣管理の配分量と、そのうち操業区域別の数量及び北海道の数量は空欄といたしているところでございます。

次に、まあじでございます。もう一度資料6-7の2ページをごらんいただきたいと思います。まあじにつきましては中期的管理方針によりまして、太平洋系群については資源水準の維持を、対馬暖流系群については大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、同国においても採捕が行われているということから、関係国との協調した管理に向けて取り組むつつ、資源の維持もしくは増大することを基本に、管理を行うものとされていると

ころでございます。

A B C limitは太平洋系群及び対馬暖流系群ともに、親魚量の維持、シナリオのもとでの漁獲量に相当するものでございまして、A B C limitの合計が19万3,000 t、これをT A Cの基礎とする数量として採用いたしております。

次に、T A Cの基礎とする数量に調整枠を加えたものをT A Cとすることになりますけれども、調整枠につきましては、基礎とする数量を大臣管理分と知事管理分に分けて、それぞれに係数として0.3、0.5を乗じたものということで、T A Cの数量はこの調整枠と基礎となる数量を合計した、27万1,000 tということで提案させていただいております。

なお、大臣管理分と知事管理分等の配分比率につきましては、2年前に見直しました過去3年間の漁獲比率を用いているところでございます。

当初におけるそれぞれの配分量は、大臣管理分、知事管理分とも、基礎とする数量を当初に配分することになります。

資料6-5にありますように、大臣管理分が7万9,000 t、知事管理分が2ページ目のそれぞれの配分となります。

続きまして、まいわしでございます。もう一度資料6-7の2ページの下欄をごらんいただきたいと思っております。まいわしにつきましては、中期的管理方針におきまして、太平洋系群では資源水準の維持を、対馬暖流系群においては大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、同国においても採捕が行われていることから、資源の維持もしくは増大することを基本に管理を行うものとされております。

この方針に基づきまして、太平洋系群のA B C limitは、親魚量の維持以上とするシナリオのもとでの漁獲量に相当します3万8,000 t、対馬暖流系群については資源が非常に低水準にあることから、近年A B C等の数値は設定されておりませんが、現状の混獲程度の漁獲圧シナリオに相当します漁獲量5,200 t、これは現在の資源量の維持シナリオよりも厳しい水準でございますけれども、これらを合計した4万3,000 tを全体の基礎とする数量といたしております。

この結果、平成20年のT A C数量としましては、基礎とする数量に、大臣管理分に0.3の係数を乗じた調整枠を加えて合計した、5万2,000 tを提案させていただいております。

なお、大臣管理分と知事管理分の配分比率につきましては、2年前に見直しました過去3年間の漁獲比率を用いております。資料6-5にありますように、大臣管理分が2万9,000 t、知事管理分が2ページのように、すべて若干の配分となっております。

なお、まいわしにつきましては、既にTACの数量が相当小さくなっておりまして、またそれにもかかわらず、混獲による漁獲が増加していること、さらには、漁場の形成状況によっては、短期間に1度に水揚げが集中することもままあることに十分配慮いたしまして、突然の採捕停止が正常な漁業経営に悪影響を及ぼすこととならないように、弾力的なTAC制度の運用を行うとの趣旨を、従来より基本計画に記載しているところでございます。

次にさば類で、資料6-7の3ページでございます。さば類のTACにつきましては、先ほど19年TACの改定でございましたとおり、4系群を管理し、TACの基礎とする数量を系群ごとに設定し、これに調整枠を加えてTACといたしているところでございます。

ABC limit等の資源計算数値の使い方につきましては、19年とほぼ同様でございまして、ポイントを御説明しますと、まさば太平洋系群につきましては、中期的管理方針に沿って親魚量の維持シナリオ、これは現在の漁獲圧の維持シナリオと等しくなりますけれども、これを採用いたしております。

次に、まさば対馬暖流系群ですが、中期的管理方針に沿って親魚量の維持シナリオを採用し、ごまさばの太平洋及び東シナ海系群では中期的管理方針に沿って、親魚量の維持シナリオを採用いたしました。

この結果、TACの基礎とする数量は4系群合計で45万4,000tとなります。このTACの基礎とする数量に、漁場係数大臣管理分0.3、知事管理分0.5を乗じた調整枠と、基礎とする数量等を合計した61万6,000tを、20年TACの数量として提案させていただいております。

さば類のTACにつきましては、まさば太平洋系群の2004年卓越年級群が、これまで漁獲の中心となって、今後漁獲への貢献度合いが下がってくる中で、4系群の資源動向が全体として反映されたことなどから、このように前年よりやや低めのTAC数量となっているところでございます。

なお、大臣管理分と知事管理分の配分比率につきましては、2年前に見直しました過去3年間の漁獲比率を用いておりまして、当初におけるそれぞれの配分量は資料6-5にありますように、大臣管理分が24万t、知事管理分については2ページ目の数字となるところでございます。

それから、するめいかでございます。資料6-7の4ページの上段でございます。するめいかにつきましては、中期的管理方針では高、中位にある資源が海洋環境の変化により、

大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。

資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営の影響が大きくなり過ぎないように、配慮を行うものとするところがございます。

TACの設定につきましては、中期的管理方針に沿いましてABC limit、これは冬季発生群では5年後にも親魚量をB limit、安定的な加入が見込める親魚量でございますけど、それ以上に維持するとするシナリオでございまして、秋季群ではMSY水準の達成と維持を図るシナリオとなっているところがございます。

これらを合計しまして、前年とほぼ同水準の33万3,000 tを、20年のTACの数量として提案いたしております。

なお、するめいかは1年生でございますけども、中期的管理方針でございますように、海洋環境の変化により、資源が大幅な減少に転ずる可能性があることから、慎重に管理を行う必要がありますところ、TACが前年より1.1万 t増加する中で、大臣管理分について、前年からの増加分8,000 tを、漁業種類別の過去5年のうち最大と最小を除く3年の漁獲実績比率で案分の上、留保いたしまして、当初配分量の消化状況、漁場形成の状況、需給等を勘案して関係漁業者とともに検討を行い、適当と認められる場合には追加配分を行うこととはどうかと考えておまして、この旨の取り扱いについて、関係業界間で確認が得られましたことから、それに沿った取り扱いを行うこととしたいと考えているところでございます。

最後にずわいがにで、資料6-7の4ページの下段でございます。中期的管理方針では、日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群につきまして、資源の維持もしくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう管理を行うものとする。

オホーツク海系群については、ロシア共和国連邦の水域と、我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて、我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとするところがございます。

これについては、資料6-8をごらんください。ずわいがににつきましては、大臣管理分は操業区域別のTACを設定しておりますので、大まかに日本地図に落としておりますので、参考としてご覧いただきたいと思っております。

先ほどの資料 6 - 7 の 4 ページの下のずわいがにの欄でございますけども、まず西部日本海の A 海域、それから北部日本海 B 海域の T A C についてでございますが、中期的管理方針に沿いまして、A B C limit、資源水準を維持、または高位に回復させるシナリオの値を T A C 設定に用いることを提案しているところでございます。A 海域には 6, 200 t、B 海域には 270 t という数値となっております。

それから北海道西部でございますけども、中期的管理方針に沿って A B C limit、現状の漁獲量を維持というシナリオの値を、T A C 設定に用いることとしたいと思えます。

それからオホーツク海は、オホーツク海・根室海峡のすけとうだらと同様に、我が国のみでは管理効果を期待しがたいロシアとのまたがり資源でございますので、現状程度の漁獲を継続できる数量を設定しております。

具体的には、過去 5 年の漁獲量の最大値をとりまして、昨年と同様に 1, 000 t を、平成 20 年の T A C として提案させていただいております。

ただし、本海域におきましては、大臣と知事管理の配分比率につきまして、関係業界の合意に基づくものというふうになっております。次期漁期開始までに、関係者間で議論を行った上で、本分科会に提案いたしたいと考えておりますところ、今回は設定しておりません。

本海域の大臣管理分と知事管理分及び C、北海道西海域の知事管理分の具体的な配分につきましては、次漁期開始前までに設定することとしたいと考えております。

それから太平洋北部の E 海域でございますけども、資源量を維持しながら安定した漁獲を継続できる水準を T A C として設定しております。

具体的には A B C limit よりも少ない 280 t、これは昨年、一昨年と同量でございますけども、これを T A C として提案させていただきます。

なお、A 海域、B 海域、そしてこの E 海域の大臣管理分と都道府県の配分比率でございますけども、2 年前に見直した過去 3 年間の漁獲比率を用いております。

それから、A 海域の西部日本海、B 海域の北部日本海につきましてはこれまで同様、関係業界間の合意に基づきまして、要すれば漁期途中において漁獲状況に応じて、大臣管理と都道府県の配分を見直す財源として、当初配分の 7 % を留保枠として設定することといたしております。

以上、第 1 種特定海洋生物の 20 年 T A C の設定についての説明を終わらせていただきます。

なお、ただいま説明いたしました内容につきましては、関係する全都道府県に照会しましたところ、あじ・さば類等の浮き魚類について、これらの魚種は年により漁獲状況が大きく変動することから、提案された数量については了解するものの、今後の漁場の形成により漁獲状況を見ながら、必要があれば増枠を要望するので配慮願いたいという意見が出されているところでございます。

本意見につきましてはその趣旨を踏まえながら、今後も適時的確に対応してまいりたいと考えております。その旨、御参考までに紹介させていただきます。

それから、20年のT A Eの設定が最後でございますけども、引き続きT A Eの設定の部分について説明させていただきます。

資料6－9をごらんいただきたいと思います。T A E制度はT A C制度と同じく、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定された漁獲努力量の総量管理制度でございます。管理に係る手続はT A C制度と同様でございます。第2種特定海洋生物資源ごとに、漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めております。

また、T A Eは採捕行為そのものを規制するものですので、対象魚種以外の漁獲も、実質上制限されることから、期間、海域を定めて管理することにしておりまして、T A Eで管理する漁獲努力量は統一的に、操業隻数と操業日数の積である操業隻日数で管理することといたしております。

具体的には、T A E制度は資源回復計画と一体した運用を行うことにいたしているところでございます。

国または都道府県は、各地の漁業者協議会及び広域漁業調整委員会、または海区漁業調整委員会等の審議を経まして資源回復計画を作成しておりますけども、その中で減船、休漁、保護期間または保護区の設定等によりまして、漁獲努力量を削減することといたしております。

しかしながら、漁獲努力量を削減する部分以外で漁獲圧が強まる可能性がございますので、これでは資源回復計画による漁獲努力量削減効果が阻害されることとなります。そのために、T A Eに関しましては、漁獲努力量の増加を抑制することを目的に、漁獲努力量を削減させた部分以外で漁獲圧力が強まる可能性の高い部分について、漁獲努力量の上限を設定するといった運用を行うことにしているところでございます。

なお、具体的な運用につきましては資料6－9の2ページ目、資源回復計画の削減措置とT A E設定との関係の表にお示ししているところでございます。

また、平成20年のT A Eの数量等につきましては、この同じ資料の3ページ、第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量の配分について、平成20年の表にお示ししているところでございます。

平成20年のT A Eにつきましては、対応いたします資源回復計画に基づく漁獲努力量削減の取り組みに変更がないということで、平成19年と同一の内容になっているところでございます。

以上、説明が長くなりましたけど、平成19年のT A Cの見直し、それと平成20年のT A C、T A Eの設定について御説明させていただきました。諮問第134号に係る説明は以上でございます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

詳細に御説明いただきましたが、審議を始めて2時間ぐらいになるんですが、このまま続けてもよろしいでしょうか。少し休憩を入れたほうがよろしいですか。続けてもよろしいければ、このままやらせていただきますが。

〔「5分間休憩してください」の声あり〕

○櫻本分科会長 では5分間休憩して、3時から再開したいと思います。

〔暫時休憩〕

○櫻本分科会長 それでは、議事を再開したいと思います。

先ほど、随分ボリュームのある内容の御説明があったんですが、大きく分けると5つに分けられると思います。まず、さんまに関して留保分の追加配分と、それから19年度T A Cの期中変更がまず第1点です。

第2点目は、まあじについて、19年T A Cの追加配分のことです。

3番目は、19年度のさば類のT A Cの変更についてです。

4番目が20年T A Cについて。これは資源状況の詳しい状況と、それから20年のT A Cについての説明がございました。

それから20年のT A Eについての説明と、以上の5項目がありましたが、順番にまず第1の項目から議論していきたいと思います。

まず第1番目、さんまにつきまして、留保分の追加配分と需給状況の変化等によって、19年T A Cの期中変更をしたいという諮問でございますが、ここから議論を始めたいと思います。

それでは御意見、御質問をお願いいたします。

保田委員。

○保田委員 全さんまの保田でございます。日ごろ水政審の中では、委員の皆さんにいろいろな御理解をいただいております。ありがとうございます。

本年度のT A Cの数量の見直しということで、今現在の状況等を、少々説明いたしたいと思えます。

御存じのとおり、さんまはロシア水域から始まりまして道東沖、それから三陸沖と、広い範囲で漁獲される魚種でございます。

ロシア水域においては日露の地先交渉の中で、3万5,500 tという限定された数字でございます。その数字を超えることなく、我々が管理しながらとっているということでございます。

例年でありますとロシア水域が8月、9月の前半と主漁場となって、非常に窮屈な3万5,500 tを、200隻弱の船で漁獲するというので、自主的な積み荷制限をしながら、ロシア水域の漁獲をしていると。

本年度はロシア水域の漁獲が、親潮の張り出しによって、非常に早くから日本水域に移ってきたということで、T A Cの平準化の中で、非常に早くから月別、種別の限度数量を超えながら、ぎりぎりのところで押さえながら操業したという結果で、9月後半からは大型船50 t以上200 t未満船は週に2回の水揚げ、現在は小型船10 t以上50 t未満船は週3回の水揚げというふうな、非常に稼働率の悪い中で操業しているのが現実でございます。

そういう中で、この11月12日、本日の水政審においてまでの漁獲量は、ほとんど90%以上を消化しているのが現状でございます。

確かに最初に決めたんだからこれでやりなさいというところもございます。しかし、パブリックコメントの中では、多くの我々漁業者を初め加工流通、また市場関係からも、もう少し上げてもらいたいということは、今まで我々がT A Cの中でやってきた漁獲量の増大によって、漁獲金額が減少するおそれがあるという前提がございますが、我々はそれを目標としていろんな漁獲の制限をし、週2回、週3回という非常に稼働率の悪い中で操業してまいりました。

それによつての漁獲金額の増大は、ここ数年来顕著に認められなくなってきたという部分と、いろんなシェアが幅広く、例えば海外向け、またはミール向け、餌漁向けという部分で幅が広がってきたということで、今回こういうような要望をしたと。

また、乗組員の雇用に関しましても、11月10日前後に終わるということになりますと、

今月いっぱいまでの雇用は、8月から始まると3カ月弱という雇用になってしまいます。何とかその辺の対外的な部分、それから中の部分を考慮した中で、委員の皆様方に御理解をいただきまして、本年度、そして来年度のTACの数量を御理解していただいて、御了承願いたいと思っております。ありがとうございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

熊谷委員。

○熊谷委員 後ほどいかに話をいろいろ申し上げようと思っておったんですが、いかは去年、太平洋は大変な大不漁で、非常に我々四苦八苦したんですけども、そういう立場ですとさんまを見てまいりますと、非常に資源的に安定しているなというのが我々の印象でございます。

これだけ安定した資源を持って、しかも漁業者の方々が意欲を持って操業を続けたいと。TACの留保分を開放すると、あるいはTACの変更をするということについては、私はやるべきだろうと。我々いか釣りの立場から言えば、むしろ大変いいことだろうと思っております。

それからもう1つ、これは多少宣伝になりますけども、八戸漁港の構造改革事業をやっております。それから地域のプロジェクトも進めておりまして、この立場からも、さんまもちょうど八戸の目の前まで資源が来るわけでございますが、八戸港でほとんど利用していないということがございますので、その辺もターゲットにして、もっともっと利用することを検討しようということを始めしております。

したがって、さっき保田委員から御発言があった、流通上いろいろ障害が出てくるんじゃないかという話もございますけれども、逆に我々はさんまをうまく使って、もう少し我々の地域の活性化に生かしていけるんじゃないのかなということ等も考えておりますので、資源に余裕があるのであれば、私らはそれはむしろ進めるべきだと考えております。

以上でございます。いかは後ほど申し上げます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

近藤委員。

○近藤委員 海員組合の近藤です。

本日のさんまの平成19年度の期中見直し30万t、それと20年度の30万t、いずれにつきましても、諮問案を全面的に支持いたします。

それと先ほど保田会長から、ことしの操業状態について、るる述べられましたけれども、

現場の各船からも今回の増枠見直しについては、ぜひ海員組合としても御発言をしていただきたいという強い要望が、実はございました。

御承知のように、地区的にいろいろ裏作魚種、過去の歴史がありますけれども、大体は昔、さけ・ますを表作として、裏作をさんま棒受け網漁業というのが通常のパターンでありまして、一部近海まぐろにいく分もあります。従来、さけ・ますで栄えてきたそれぞれの基地は、今ほとんどさんま漁業だけに限定をされているという状況にあります。

お盆明けに出ていって11月で終わる年もありますし、12月に若干食い込む場合もありますけれども、たかだか数カ月間で年間の生計費の半分以上を稼ぎ出さなくちゃならないわけでありまして。

したがって、ことしいろんな漁期の展開が、昨年と異なる部分がありましたけれども、特に乗り組む乗組員の立場から言いますと、週に2回の水揚げよりできない。したがって、停泊時間がおのずから長くなるわけでありまして、したがって、乗り組んでいる船員たちの、必ずしも母港で水揚げするとは限らないわけでありまして、相場の関係で、全く我が家から離れた港で水揚げをせざるを得ない。その上に停泊時間がかさむということになりますと、船員も人の子でございますから、それなりに金も使います。

したがって今回は、一日でも長く操業を続けさせてほしいという強い要望があったということでございまして、今回の諮問案は、それを十分踏まえた数字だと受けとめていますので、本日御出席されている委員の皆さん、また特別委員の皆さんも含めて、ぜひぜひ乗組員の立場も考慮をしていただいて、諮問案に御賛同いただきたいと思っております。

それと1つだけ、パブリックコメントはいろいろあったと思っておりますけれども、今回初めてミールの枠ということで4万tという数字が出てまいりました。加工屋さんの数字としては若干心配しているところが、このあたりにあるのではないかなと思っております。

といいますのは、ミールに向けて水揚げされた魚が、何か裏道を通して生鮮向けに出ていくようなことがあってはならないわけです。したがってその辺の管理体制を、当局としてはこの初年度に当たってきちんとしていかなくてはいけないし、来年以降もミールの問題については、かつて山ほどあった工場も今はそんなに数はないと思っておりますけれども、輸出分野に力を入れるという、1つの大きなファクターにもなろうと思っております。国際的にも今、ミールは逼迫している状況にありますから、そういう面では今後の水産業界にとっても、非常に重要な部分になってくるのではないかなと思っております。

いずれにしても、資源が逼迫している状況の中では、私は絶対にこれは賛成できません。

ただ、資源評価が正しくなされて、十分な資源があるということであれば、持続的な利用を図るのは当然のことです。今回の水産庁さんの出された内容は、非常に高く評価できると思っていますので、今、私が言ったことを含めて十分その辺を配慮して、関係者が等しく疑惑を持たれないような形で、透明性を高めて対応していただきたいということをお願い申し上げます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

嶋野委員。

○嶋野委員 全国海水の嶋野です。養殖漁業者の立場から、水産庁、またさんま業界さんのほうへお願い等々ございます。

御承知かと思いますが、生えさ、多獲性魚種が年々養殖のえさに回っていないという状況。それと、ミールの原料が昨年から3割上がっているということで、養殖業が非常に四苦八苦しております。

そういう中で、これから年末に向けてえさをやるわけですが、ことし10月ぐらいから毎日えさがやれない状況が続いて、極端な県では1週間のうち1日しかえさをやれないということで、はまち・かんぱちが製品にならないのではないかとというような、非常に懸念をいたしております。

そういうことを踏まえまして、全国海水のほうでも代表者が集まりまして、先般31日に、水産庁の山田長官へ要望書を手渡して、関係各課のほうへも要望書を手渡してきたところでございます。

今までの統計上でございますが、ぶり類、まだい等々にやっていた生えさが124万tという数字が出ておろうかと思えます。その中で、生えさが大体その6割強で74~75万t。

さんま業界の方にお伺いすると、これまでの多いときで3万5,000t、少ないときで2万tぐらいのえさ向けがあったということでございますが、我々さんま業界とも同じ漁業者という立場で、大量にとって値が下がってしまったのでは漁獲経営が成り立たないということもございますので、何とかえさ向けに、さんまにかかわらず、多獲性魚種の、また資源の高位に分布しているものについては、国のほうでも餌飼料の安定確保という観点から、特に施策に留意していただきたいなという思いで、きょうは発言させていただきました。

なお、先ほどの提案に対しても、私は全国の養殖業者を代表いたしまして、さんまのTACの見直しに賛成いたしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

山田委員。

○山田委員 ちょっと御質問ですけれども、配分の見直しについては私も賛成をいたします。ただ、さんまのTACについては御案内のとおり、需給バランスと申しますか、漁業経営者の経営安定という、経済的な部分でのTAC配分をされてきたことは紛れもない事実ですね。

そういう中で、ことしのTACの再配分についてはわかりますし、来年度もそれをもとにしてやるということについても私は賛成ですけれども、この中で公海におけるさんま資源の活用については、業界で今検討中だということですが、公海のさんまというのは全く別に検討するという意味なんですか。

例えば来年の39万tを、環境がよくなったから来年は50万tとっていいよと。大臣許可は振り分けられますけど、全さんま量50万tですよという総量で配分するんですか。それとも、来年は39万tと今、出ていますから、資源量から言ったら10万tでも20万tでもとれるわけですから、その分は全くこれと違う枠で新たに検討するという考え方に立つんですか。その辺だけちょっと教えてください。

○木實谷管理課長 まずTACでございますけれども、TACは我が国排他的経済水域における漁獲可能量の上限ということでございます。したがって一応算定上、公海分が入っていないという形でございます。

ただ、御指摘ございましたとおり、我が国に仮に搬入されれば、それは需給を左右するのは当然のことでございますので、そのところは我が国二百海里水域の漁獲量との関連も含めて、公海資源をどう利用するかという点を検討していただく必要があろうかと思っております。

それからこのTAC自体、漁獲量の総量を定めるということでございますので、用途については限って設定するというものではないわけでございます。したがって、事前にミール向け数量が何tという設定ではないわけでございます。

ただ、積算の根拠として、今回諮問いたしました19年TACの見直しでは、大臣管理分30万tのうち、ミール向けに見込んでいるのが4万tということでございます。

先ほど近藤委員のほうからも、そのあたりの監視体制等のお話ございましたけれども、そういった懸念があるということで、全さんまのほうでミール業界、それから養殖業界、

水揚げ地の流通業者等の関係者と調整を図って使用していくことがいいのではないかと考えているところでございます。

この最後の点については、保田会長のほうから御意見を賜れば幸いかと思います。

○櫻本分科会長 山田委員、どうぞ。

○山田委員 来年39万tを設定していますよね。例えば公海親魚を含めて、それが例えば50万tとるといったときに、基本的に既存の全さんまさんなり、小型さんまさんなり、そういう人たちがとるということで理解していいんですか。

○木實谷管理課長 現在漁業法では、さんまをとるには許可が必要ということで、さんまの許可を有しない者がさんまをとることはできないわけですね。公海でのさんまの今後の有効利用についてどのようにしていくかというのは、恐らく幅広に検討していくべきものだろうと考えております。ただ現段階では、全さんま所属船以外はさんまの漁業はできないというルールでございます。

○山田委員 場合によっては39万t枠外で、違うことも考えられるということですね。当然、業界の合意が得られればということになるんでしょうけども。

○木實谷管理課長 先ほどABCの説明がございましたけども、日本の経済水域だけで、たしか100万tを超えるようなABCがございます。それに対して、現在TACは39万t余りを設定するというところでございますから、二百海里の中でもまだまだ余裕があるわけでございます。

その部分については、またその業界内部、あるいは水産庁も入っての話し合いの結果、さらに有効利用が可能というふうになれば、またTACの見直しも当然考えられますし、それとまた別枠の問題として、公海資源の利用ということもあり得るんだろうと思います。そのところは業界なり水産庁も入って、よく協議してまいりたいと思います。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

保田委員、今の議論について、何か御意見ございますか。

○保田委員 冒頭課長さんのほうから、今回の増枠に対しての非常に詳しい説明がなされていきました。それに尽きると思っております。私は詳しく聞かせていただきましたので。

ただ、我々も増枠に関しましては、ミール枠4万tというのは、今の漁期から非常に難しくなっている。本当はもっと早い時期からやりたかった。しかし、本来の20万8,000tの平準化を進めていく中で、できる状態ではなかったということで、来年度39万6,000tのうちの大臣管理量30万tという形に承認していただけるのであれば、その中で

どういうふうなとり方、またはどういうふうな供給をしてやれるかということ、慎重に考えながらやっていかなければならないと思っています。

だから先ほど課長さんが言われた、TACの中にはめり張りはありませんよと、総トータルのTACですよ。ABCが100万t、近年にないくらい大きな数字が来年度出てきたという中で、我々はそれを有効に活用するために、どういう方法がいいのか。そういうためにも本年度、できれば少しでもいいからやってみたい。どこに弊害が出るのか、どこにいい部分があるのか、悪い部分があるのか、管理はどうするのかという部分を、何とかやってみたいという思いであります。

また公海に関しては、我々も水研センターの協力を得て、本年度から我々の199tの船を1隻、5月から出しまして、7月までいろんな形で凍結、または生、ばらで持ってきて釧路に揚げたという経緯があるので、それも併用しながら、来年度公海の部分。これは対外国、中国、韓国、台湾等の牽制も含めて、我々はこの事業も継続していきたいと思っています。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

中田委員、お願いします。

○中田委員 さんまの増枠についてですけども、大体委員の方は賛成の方が多いと思うんですが、私の立場としても賛成の場合もあるし、反対の場合もあるということで複雑な立場なんです。

問題は、資源状況から見ますと、今御説明があったように、高位で非常にいい状況であるということですから問題ないと思うんですね。

ただ、時期とか量の問題が出てきているんじゃないかなと思っています。当初28万6,000tって昨年決めたんですかね、それが31万6,000tになって、それからまた39万6,000tというふうに変ってきているわけですね。

これは資源状態から見て、そういうふうに変ってきているんだろうということですが、利用者だけでなく、当然末端の流通も含めまして、さんまを扱っているわけですから、その人たちの価格の問題ですね。相場が相当変動してきます。

これから冬場にかけては、いわゆる解凍さんまだとか、既に凍結して在庫になっているさんまがございましてね。こういったものの評価が下がってきますから、当然損が出てきます。こういう人たちの考え方とか意見も考えていかないと、ただ生産者だけの考え方では

くと、当然とったほうがいいと。それから扱うほうも、安いのを扱ったほうがいいということになりますけども、1年を通じてこれを消化するわけですから、そういうことも考えていかなきゃならないんじゃないかと思います。

それからTACの話ですけど、TACというのは決めた以上、簡単に変えるということになると権威がなくなるし、そのTACを変えることの理由は、資源が回復しているからということですが、結果として資源は回復してないんですよね、ここ何年も。ただ、一時的には回復したと、だからふやそうということで、そうするとまたもとに戻ってしまうという状況を繰り返しているんですよね。

さんまの場合は比較的制限といいますか、管理をきちっとやっているということで、わりかし潤沢にいらいますけども、ほかの魚種については、どんどんどんどん減ってきているわけですよね。それでたまたまこしがふえたからといって、すぐにまた増枠するというのをやりますと、またもとのもくあみになってしまうということで、決めた以上は1年間はそれで通すというぐらいで、そういうやり方をとっていかないと、資源は回復してこないんじゃないかなと思うんです。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

須能委員、お願いします。

○須能委員 このたびミール向けにTACが出されるということは、非常にいいことだなと。といいますのは、化成産業といいますのは、水産加工業におきまして産業廃棄物になるか、加工材料になるかということで、水産加工都市にとりましては非常に重要な産業です。

そういう意味で、ことしミール業界には、日本国内で全く原料は揚がってないはずですよ。そういう中で、今回十分な、潤沢な資源のあるさんまを提供するという事は、非常に良かったと思います。

ただ、先ほど来言われているように、流通業界の生鮮のほうと交じるようなことになりますと、せっかくのいい話がだめになりますので、この辺は先ほど話がありましたように、関係者間で十分オブザーブするようなシステム、あるいは食紅を入れてまじることのあり得ないような、要するにシステムとしてごまかしがあり得ないようなことを、念書をとってでもやると。

それから、先ほどの中田さんのお話にありましたように、放出時期は確かに重要だと思います。ですから、先ほど来の調整枠というのは、外国で言えばリザーブですけども、このリザーブの放出時期もある程度決めておいて、この時期に考えますよとなれば、在庫管理の面からも可能だと思うんですね。

ただ、立場を変えて考えてみますと、現在日本の加工業界は外国から加工原料を買い負けています、買えません。そういう現状で国内に原料がないのにもかかわらず、国内の原料を使わないというのは、ちょっと近視眼的ではないかなと。ましてこの時期になりますと、漁期初めからとっているさんまとは違うので、それほど競合するような——全くないとは言えませんが、時期的にはかなり影響度は少ないものだろうと思います。

そういうことで、時期はおくれましたけども、今回のTACの追加配分は非常によかったですし、この結果を来年の早い時期から、来年の漁獲の方法、時期別の消化についても、加工業界の人も含めてみんなの総意で考えるべきじゃないかなと感じます。

以上です。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

多くの方が賛成ということですが、ただ流通も考えて、慎重にやったほうがいいという意見もありました。

今の意見分布から見て、私はこれで諮問してもいいのではないかと思います。ただ重要な点は、先ほど意見が幾つか出ましたように、生鮮に回るといことがないように、それは業界の中でちゃんとやっていただきたいなと思います。

それから、先ほど須能委員から言われた時期の問題ですね。それも非常に重要だと思いますので、今後そういうことも検討して、取り組んでいきたいと考えます。

以上のまとめで、何か御意見ございますでしょうか。

島貫委員、お願いします。

○島貫委員 大体我々ここにおいて、その状況なり何なりを管理課長さんからよくお聞きして理解するところでありますし、また事前に全さんまさんのお話もお聞きしましたし、流れは大体そういうふうなことで、法的にも手続的にも問題はないし、隣の嶋野委員ともいろいろと意見交換して、ここでけんかをするわけにもいきませんし、大体そういうふうな形で決まるのかなと思います。

ただ、先ほど来管理課長さんがおっしゃったように、いろいろな意見があったと。そし

てまた、変化に対応するというふうな言葉をお使いになったと。もう一方の極めて少数だと思いますけれども、T A Cに関する、先ほどの中田委員の経緯の問題と、一方では需要期に漁獲規制をしておいて増枠とは、全く大義が問われないんじゃないのかという意見であらうかと思います。

これだけのプレスの方々がいらっしゃいますので、その辺のことについて、やはりここで説明あったようなことの内容について、よく理解をしていただけるような努力、説明責任を果たすべきではないのかなど。やっぱり利害が相反する方たちがいる限りは、それに対して行政もこたえるべきではないかと。総論では私自身は大賛成でございます。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

今回の件に関しては、説明責任はある程度水産庁のほうでされていると理解してよろしいでしょうか。

○島貫委員 はい、理解しています。

○櫻本分科会長 では、やみくもにT A Cを変えるというのはやはり問題で、変更するときにはきちっとしたベースがあって、きちっとしたベースを水産庁側、あるいは業界側から説明していただくということで、適宜議論をしながら決めていければいいかなと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

そういうことで、第1番目のさんまの増枠につきましては、諮問どおりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは第2点目で、まあじの増枠、追加配分です。和歌山と島根県で増枠があったということですが、これにつきまして何か御意見、御質問お願いいたします。

特段なければ、諮問どおりということにさせていただきます。

それでは第3番目で、19年度のさば類のT A Cの変更であります。これにつきまして御意見、御質問お願いします。

これは主として、資源推定値の見直しによって変更になったという部分であります。いかがでしょうか。

特段御意見がなければ、諮問どおりということにさせていただきます。

それから第4番目ですが、20年T A Cにつきまして、これは各種魚種がありましたけれども、これについては御意見、御質問はいかがでしょう。

山田委員、お願いします。

○山田委員 資料6-6、20年漁獲可能量（TAC）設定のポイント（案）の1ページの一番最後の外国水域のまたがり資源のTACで、（2）のオホーツク海のすけそうだらの場合ですけれども、これはこういうふうに決まっていることですから、私が今さらどうのこうのと言うわけじゃないですが、私は当初からTAC魚種が決まっています、強制規制がかかっている魚種と、かかってない魚種があるということについては、非常に不公平であるし、問題があるなというのは私の持論ですから、これが今ここでいいとか、悪いとかという論議はしません。

オホーツク海のまたがり資源につきまして、ここの注意書きにも、すけとうだらについては過去7年、適用されないずわいがにについては5年とか、最大値を見ると言っていますけれども、強制規定があるということは絶対ふえないということなんですね。資源がふえてきて、とってオーバーすれば罰則を受けるわけですから、あっても絶対とらないように、その範囲内でおさめようとするんですね、強制規制がありますから。だから、絶対ふえるということはないんですね。

これは最初にやるときから我々の業界は、これはおかしいんじゃないかという主張はしてきましたけど、結果としてこういうことになってきていますから、そのことはいいんですが、傾向としてはオホーツク海はここ数年、私たちの実感としては、すけとうの資源がふえてきているなと思っています。

これが今言う強制規定がはめられていますから、ほかの魚種みたく、とったら罰則を受けますからとれませんね。そうすると、どうしてもTAC内でおさめようすれば、依然としてTACというのは、減る一方です。ふえるということはありません。そして資源にはきちっと評価されて、これだけ資源があるからふやすよというならいいんですけども、ロシアでまたがっているから不明だと言っているわけですから。

それで漁獲量については、今言ったとおり強制規制を受けていますからふえることはないわけですね。だから、限りなく減ることがあっても、ふえるということはありません。

だからこの辺を、何か水産庁でうまい方法というのはないものですか。

○櫻本分科会長 いかがでしょうか。

○木實谷管理課長 TAC法上の強制規定についてでございますけれども、これは基本的に外国とのまたがりではなくて、今、韓国、中国との関係で暫定水域、もしくは暫定措置水域というのができているんですけども、そこに回遊する魚種につきましては、そこも当然

中間線までは日本の排他的経済水域でございますので、その部分が今、日本だけでは十分な管理ができないということで、そこにまたがる資源については強制規定を適用除外しているわけでございます。

すけとうだらの今言われましたロシアとの件は、ロシアとのそういう暫定水域というのは、ないのでございます。

ただ一方で、またがり資源につきましては、日本だけで厳格な漁獲管理をしても、資源の全うな管理ができるとは限らないわけでございますので、強制規定はかかるけども、それが事実上、そこでぶつかることのないように、過去の最大の来遊状況にも対応できるようにということで、一応過去7年間ということをとっているわけでございます。

ですから趣旨としましては、今、委員の言われましたとおり、それで日本の漁獲がオーバーして罰則がかかるのは理不尽だろうという考えに立って、こういう措置をとっているところでございます。

○山田委員 例えば、どうもこのままいくとTACオーバーしそうだといったときに、ほかの魚種みたく、こういう資源状況でどうもオーバーしそうだから、5,000tでも何ぼでも追加配分してくれと申し入れたとき、考慮する余地はあるんですか。規則からいったらできませんと言うんだらうけども、応用編としてそういうことは可能なんですか。

○木實谷管理課長 一応、外国水域とのまたがりの当初配分の考え方については、今言われましたようにすけとうだらのオホーツク海系群につきましては、過去7年の最大の漁獲量をとるということで、そういうところで引っかからないようにしているわけでございます。

ただ、今、御指摘のような状況がございましたら、またそういう諸般の事情を考慮の上、当審議会に諮るということもあり得ることだろうと思います。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに。

熊谷委員。

○熊谷委員 いかのTACについてお伺いしたいんですが、2つございます。

1つは、去年はするめいか、太平洋は惨たんたる結果でございました。釣りもそうだし、トロールもまき網もみんな苦勞されて、本当に惨たんたる結果。

釣りは日本海に回って、日本海のほうはまあまあの量でございましたので、それで何とかということでございました。

実はことしのTACを決めるときに、私はちょうど日本にいなかったものですから、文書で私の考えを提出させていただいたんですが、その内容は、いかというのは1年生でございまして、他の資源よりもなお十分に注意して、資源の状況を把握していただきたい。

去年が18年です。資源の評価は、大体過去3年で見るとなっておりますけれども、去年のような極端に量の悪かったときのやつは、ことしの19年度のTACを決めるわけですから、過去3年に入らないわけです。

逆に、さっきの20年のTACを設定する場合には、過去5年間の多いものと少ないものと上、下をカットして、オリンピック方式で、体操とかフィギュアなんかそういうやり方をやりますけれども、やると。そうするとこれをやりますと、去年の大不漁の結果もまた入らないことになります。

今回の結果を、20年の方向を見てみますと、8,000 t 留保というのは大した数量でもないので、それでどうのこうのということは申し上げませんが、ただ、今申し上げたような、1つは1年生のいかの資源については十分に注意をしていただきたい。

それから、極端に不漁であった年が去年の評価の設定も、ことしのTACの設定からも漏れているというのは、資源の考え方とすればいろいろ問題があるかということでございますので、この8,000 t の留保分をどうするかについては、その辺も十分御留意をいただいで、的確な判断をしていただきたい。

もちろん業界の意見も聞くということでございますから、それはそれで結構だと思いますが、今後もあることございますので、極端に資源が落ち込んだ年こそが、資源管理のキーポイントになる年だというふうに御理解をいただければなというのが1つでございます。

それから2つ目は、今申し上げましたとおり、去年は太平洋が大変な不漁で、日本海は割によかったんですが、ことしはその逆で、ことしは太平洋がいいんですけども日本海がなかなか厳しいということ。

要は、さっきの御報告でもございますとおり、太平洋と日本海では冬生まれ、秋生まれで回遊、系統が違うわけです。それが数量のチェックの段階では両方の回遊、系統によってちゃんと資源評価をされていると思いますけれども、最後に出てくると、1本になって出てまいります。そうすると、太平洋に重点を置いていかをとっている漁法もございまして、そうでないものもございまして。

したがって、その辺TACを決めるに当たっては、回遊、系統についてはこういうこと

をこういうふうに評価して、トータルでこうなったよというような御指示があったほうが、さっき申し上げた資源管理上はいいことではないのかなと思いますので、その点はひとつ御意見も聞かせていただいて、お考えも教えていただければと思います。

以上です。

○櫻本分科会長 大変重要な御指摘をいただきましたが、いかがでしょうか。

○木實谷管理課長 前段のほうでございました、20年度の大臣管理分の留保枠8,000 t でございますけども、これにつきましては先ほども若干説明しましたが、大臣管理漁業の4種の漁獲実績の比率で案分した上で留保するという形にしておりまして、留保枠の追加配分に際しましては、当初配分の消化状況ですとか漁場形成の状況、需要等を勘案しまして、関係漁業者とともに検討を行いまして、適切と認められる場合にはまた水産政策審議会のこの分科会に諮った上で、追加配分を行うという考えでございます。

それから今、するめいかのTACが秋季生まれ、冬季生まれがあるにもかかわらず、一本化されていると。あるいは海区別に設定するなりしてはどうかというお話かと思えますけども、現在でもいか釣り漁業は全国を移動しながら操業されている場合がかなり多いということで、区分いたしますと、それだけ操業の自由度が減るということで、資源の有効利用上も問題があるのではないかということで、これまではするめいか資源全体を一本として、TACは設定しているところでございます。

御指摘のような御意見もあることは承知しておりますけども、海区別に区分することが資源の有効利用上、いいのかどうかということをお考えますと、ちょっと現実にはなかなか難しいのかなというのが、今までの判断でございます。

○熊谷委員 ありがとうございます。有効利用と資源管理とのバランスの問題だという気がいたします。

それからもう1つ、いか釣りは確かに全国をずっと回遊して回りますが、網漁業についてはそういうこともないわけでございますので、その辺も十分考慮に入れてくださって、資源管理をしていただきたいということでございますので、今ここで具体的に、だったらこうせいということは特別ございませんけども、資源管理についてはいろんな角度でお考えになること。

さっきは大変膨大な資料で私も感心して、この委員会が始まって、これだけ資料もいただいて、長い時間もちょうだいしてお話を伺ったのは初めてでございます。

ただ、今申し上げたようなところは触れておられなかったもので、その辺も今後、検討の

際には御配慮いただきながら、決めてくださればありがたいなということでございます。

以上です。

○櫻本分科会長 婁委員、どうぞ。

○婁委員 さんまのTACの設定でございますが、ことしの増枠につきましては非常に大賛成でございます。

なぜ賛成するかというと、それによって相場への影響が余りないというふうに、実際結果として出てくると思います。

ところが、来年を同じような水準で設定しますと、当然4万t増枠のミールが入るわけですね。そうすると、それはミールなのか、生向けなのかというのがわからなくなる、当初からですね。

となりますと、懸念されるのは来年の相場形成なんですね。さんまのTAC設定というのは、指針の1つは経営維持ということですから、価格形成にTAC水準がどういうふうに影響されているのか、その見通しについて検討されたかどうかということと、それからもう1つは、仮に何らかの予想が出た場合に、このTAC運用上、どういったような工夫が考えられるのかということについて、少しお聞きしたいと思います。

○櫻本分科会長 それにつきましてはいかがでしょうか。

○木實谷管理課長 さんまの需給の動向をどう考えるかということでございますけども、今年度の増枠に際しては、先ほど来説明いたしておりますように、現在の需給の動向から見て、さらにはミール業界なり養殖業界から、餌用の供給の要望も出されております。そういったことから、しかるべき需要はあると見込んでおるところでございます。

来年につきましては、今年そういった新たな需要が見込まれたことを考えますと、来年も現在とそう大きな状況の変化は、現段階ではちょっとわからないということで、とりあえず来年も今年の増枠後の数量を設定することにいたしているところでございます。

そして来年につきましては、漁期が来年7月以降でございますので、それまでに需給の状況等を踏まえて、あるいは関係漁業者の要望、意見調整の状況等を踏まえながら、今後、来年そのままでいかどうかを、できるだけ漁期前までに考えていきたいと考えております。

先ほど来何度も出ておりますように、来年度のさんまのABC limitは104万tということで、非常に巨大な数字でございます。現在、日本全体の各種魚種の資源が非常に悪化している中では、非常に有効に使いたいと思う資源でございます。

したがいましてそういった観点からも、これからも業界のほうでも検討していただき、もちろん水産庁も中に入ってまいりますけども、どうやって有効利用していくのかということを考えることだろうと思います。

それで先生が言われていますように、現在の生鮮の需給状況を壊してもいけないわけですから、そういったところをどういう工夫があるかということで、これから業界、水産庁共々考えていきたいと思っております。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

なければ、第4番目の20年TACについては、諮問どおりとさせていただきたいと思えます。

それでは、5番目の20年のTAEにつきまして、御意見、御質問ございましたらお願いします。

特段なければ、諮問どおりとさせていただきます。

以上で、諮問第134号につきましては原案どおりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(報告事項)

①第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

○櫻本分科会長 続きますして、報告事項に入ります。

「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、御報告をお願いします。

○内海資源管理推進室長 第1種特定海洋生物資源、すなわちTAC対象魚種の採捕数量の状況について御報告をいたします。

申しおくれましたが、私、資源管理推進室長をしております内海と申します。よろしくをお願いします。

資料7をご覧ください。本表は、平成19年6月30日までに採捕されましたTAC対象種の採捕数量をまとめております。6月30日という日付は、ほとんどの魚種におきまして設定されたTAC管理期間の途中の時点に該当いたします。よって、採捕数量も途中経過ということになりますが、このうちまさば及びごまさばのさば類とずわいがににつきましては、管理期間が7月から翌年6月となっておりますので、これらについては管理期間を通

じた採捕数量の総計という数字になります。この2つについて、簡単に説明させていただきます。

まず、さば類ですが、資料7の最初のページは総括表であります。まさば及びごまさばの平成18年7月から19年6月までのT A C数量総計で65万5,000 tという数字でありました。これに対する採捕数量は、約61万1,000 tとなっております。

実は、18年のさば類のT A Cをめくりましては、さまざまな措置あるいは出来事が起きた年でありまして、1つは18年の漁期途中に、これまで暦年であったT A Cの管理期間を、現在の7月から翌年6月に変更しております。

1ページの総括表の中には、括弧書きで前年の数量が載っておりますが、この管理期間を変更した関係で、まさば及びごまさばの分については括弧書きが除かれております。

それから管理期間を変更したことから、一度T A Cの数量が変更になっております。それに加えまして、平成18年は先ほど来説明がありましたが、北部太平洋のまさば資源の状態が極めて良好であったということで資源の再評価が行われまして、これに応じまして、平成18年のT A C数量は再変更が既に行われております。その結果が65万5,000 tとなります。

こういう中でさば類の漁獲が行われたわけですが、2ページを見ていただきますと、大臣管理漁業と都道府県の実績という形になります。

大臣管理漁業は大中型まき網漁業が該当しますが、これにつきましては先ほど申し上げました、資源の状態が極めてよかったということで、結果として漁獲が進みまして、割当量を若干オーバーしております。

これに対しましてまき網については、その後のさばを目的とする採捕を停止して対応いたしましたところ、結果としてはここにありますような数量になったということでありませ

す。なお、大臣管理漁業分の実績はこのとおりですけれども、全体の採捕数量はT A C数量を超えるものとはなっておりません。

3ページは、数量配分されていない都道府県も含めました知事管理分の採捕数量一覧表であります。この合計と大臣管理漁業分の合計を足しまして、T A Cに対する実績ということになります。結果的に消化率は93%という数字となっております。

次にずわいがにですが、1ページに戻っていただきまして、ずわいがにのT A Cは総計で7,113 tとなっております。これに対しまして、全体採捕実績が5,631 tという形になっ

ております。

2 ページに、大臣管理漁業と都道府県分の実績が示されておりますが、ずわいがににおきましては、大臣管理漁業につき、操業海区別にTAC設定をしておりますので、海区別のTACと採捕実績が、ここにありますような実績の数字になっております。

3 ページは先ほど述べましたように、数量配分されていない都道府県を含む採捕数量の一覧であります。ここでの合計が1,163.6 t となっており、この数量と大臣管理漁業分の合計をしたものが、先ほど申し上げました実績の合計となります。消化率が79%という状況になっております。

報告は以上でございます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告に対しまして、御意見、御質問でございますでしょうか。

②指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

○櫻本分科会長 それでは、次の報告をお願いいたします。「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」、お願いします。

○石川企画課長 企画課長でございます。資料8に基づきまして、説明をさせていただきます。

指定漁業の許可及び起業の認可の状況ということでございますが、表紙をめくっていただきまして最初に1 ページに、許認可隻数を整理してございます。この報告につきましては漁業法第64条に基づいて、毎年本審議会に報告しておるものでございますが、ことし10月1日現在と、昨年の水産政策審議会にて報告した数字との比較をしてございます。

この1年の間に、ことし指定漁業の許認可一斉更新もございました。その対象となっているのが、1番の沖合底びき網漁業から8番のいか釣り漁業まででございます、9番の遠洋底びき網漁業以降は毎年更新をいたします、1年許可漁業となっております。

右側の許認可隻数の増減のところを見ていただきますと、全体で240隻の減となっております。

減少の理由といたしましては、8のいか釣り漁業で漁獲域を統合したことによりまして、整理の仕方が変わったということございまして、許可隻数の減少がその大半を占めてございます。

これ以外では、主に自主廃業が理由として挙げられようかと思えます。

次の3ページから5ページにかけまして、許認可隻数のうち、トン数階層別の内訳をつけてございます。これにつきましては細かくなりますので、説明は省略させていただきます。

最後の5ページでございますけれども、指定漁業の漁獲量をまとめてございます。漁獲量の実績につきましては統計の関係で、最初に見ていただきました表とは年次が1年ずれてまして、17年と18年の比較になってございますので、御注意をいただきたいと思えます。

漁獲量は指定漁業全体で、17年対18年では4万2,000 tの減少となっております。主に沖合底びき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業での減少が大きく見受けられておりますが、これは気象や海況の影響によるものでございまして、あるいは許可隻数の減少などによるものが理由として挙げられようかと思っております。

以上、簡単でございますけれども、御説明させていただきました。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

なければ、次の報告に移りたいと思えます。

③漁業法及び水産資源保護法の改正に伴う政令の制定について

○櫻本分科会長 「漁業法及び水産資源保護法の改正に伴う政令の制定について」、お願いいたします。

○石川企画課長 それでは、資料9をごらんください。

漁業法及び水産資源保護法の改正、ことし法律改正によりますところの、関係政令の制定の準備を現在進めてございます。これには政令案を2本検討してございまして、こちらに書いてございますように、「漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」、それから「漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」と、施行に関する政令と経過措置に関する政令と2本検討してございますので、御報告をいたします。

なお、これらの案につきましては、今、内閣法制局で審査をいただいております関係で、今後若干の変更がある可能性がございますので、申し添えたいと思っております。

表紙をめくっていただきまして最初の1ページに、2本あるうちの1本目、施行期日の

関係の政令案につきましての説明でございます。

趣旨としましては、先ほど来申し上げておりますように、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律、ことしの改正法におきまして、講じた措置に係る施行期日を定めるというものでございます。

内容といたしましては、まずこちらに書いてございますとおり、「動力漁船」の定義に外国隻船を含める見直しが行われた、これは法律に基づくものでございます。

それから、試験研究及び新技術の企業化のための操業に対する許可等の特例の創設、漁業監督公務員の相互協力規定の整備及び漁業監督吏員の司法警察員としての権限行使区域の管轄区域外への拡大に関する改正、それから農林水産省令及び都道府県知事が定める規則に違反した無許可漁業等についての罰則の引き上げの規定につきましては、来年4月、平成20年4月1日を施行日とするものでございます。

なお、改正法の改正事項中、指定漁業の許可等の適格性要件の見直しに関する改正につきましては、平成22年4月1日と、別の施行日を定めてございます。

2ページ目に、この関係の政令案の案分、それから3ページに理由をつけてございます。

4ページをごらんください。2つあります政令案のうち1つ、経過措置等に関する政令案の説明をいたします。

趣旨といたしましては、ことし改正されました漁業法及び水産資源保護法の一部改正法が、本年6月6日に公布されたところでございますが、この政令案につきましては法律の施行に伴いまして、試験研究及び新技術の企業化のための操業に対する指定漁業の許可等の手続を規定いたしますとともに、指定漁業等につきまして、必要な経過措置を定めるものでございます。

政令案の概要といたしましては、漁業法の施行令第1条の5から第1条の8までの条項につきまして、試験研究及び新技術の企業化のための操業に関する指摘漁業の許可等の申請後、船舶が滅失した沈没した場合等の取り扱いを規定すること並びに、改正法による漁業法第65条及び水産資源保護法第4条が変更されたことに伴う所要の手当をするというものでございます。

2点目といたしまして、海洋水産資源開発促進法施行令につきまして、改正法により、漁業法第65条及び水産資源保護法第4条が変更されたことに伴いまして、この条文を根拠としておりました、農林水産省令の根拠条項の整備を行うものでございます。

3点目といたしまして、南極地域の環境の保護に関する法律施行につきまして、改正法

により、漁業法第65条及び水産資源保護法第4条が変更されたことに伴いまして、当該条を根拠としておりました農林水産省令の根拠条項の整備を行うものでございます。

4点目といたしまして、漁業法第52条第1項に規定する指定漁業に関する許可につきまして、日本人であって、施行の際現に日本船舶以外の動力漁船を用いて指定漁業に該当する漁業を営んでいる者が引き続き行う当該漁業につきましては、ちょっとここはまだ法制局との調整が終わっておりませんで、施行期日は定めておりませんが、一定の経過期間を設ける予定でございます。ここまでは、許可を受ける義務を課さないこととする経過措置を設けることのようにございます。

さらに5点目につきましては、大臣許可とは違いまして知事許可のほうでということ、若干実態としては考えにくいわけでございますけれども、法定知事許可漁業に関する許可につき、日本人であって、施行の際現に日本船舶以外の動力漁船を用いて法定知事許可漁業に該当する漁業を営んでいる者が引き続き行う当該漁業については、一定の期日まで許可を受ける義務を課さないこととする経過措置を設けるというものでございまして、施行自体は法律の施行日でございます平成20年4月1日をもって、施行とするということを予定してございます。

5ページから6ページ、7ページにかけまして条文が、それから8ページに理由が、9ページ以降、これらにつきましての新旧対照条文をつけさせていただいてございます。

以上、簡単でございますけれども、御説明させていただきます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(そ の 他)

○櫻本分科会長 なければ、説明事項、報告事項は終わりました、以上で本日予定しておりました議事はすべて終了しましたが、この機会に本日の議題にかかわらず、何か御意見等がございましたらお願いしたいんですが。

私の方からちょっと、きょうの議論とも関係するようなTACの設定方法の改善とか、期中改定について、幾つか御意見を申し上げたかったんですが、かなり時間が経過してまして、皆さんお疲れのようですので、次回の資源管理分科会で申し上げたいと思います。

ほかになければ、事務局のほうからございますでしょうか。

○木實谷管理課長 本日御報告させていただきましたとおり、すけとうだらのTAC及び
ずわいがにの一部につきましては、漁期の開始前までに設定することといたしております。

また、資源動向、漁場形成の状況等に応じて、期中改定の必要が生じれば、当分科会
にお諮りすることとなりますので、次回の資源管理分科会につきましては、改めまして個別
に日程調整させていただきたいと思っております。

○櫻本分科会長 それでは、長時間にわたりまして御審議、ありがとうございました。本
日の資源管理分科会を終了したいと思います。ありがとうございました。

閉 会

答 申 書

1 9 水 審 第 2 4 号

平成19年11月12日

農林水産大臣

若林 正俊 殿

水産政策審議会

会 長 山 内 皓 平

平成19年11月12日に開催された水産政策審議会第34回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第130号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について
- 諮問第131号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について
- 諮問第132号 水産資源保護法施行規則の一部改正について
- 諮問第133号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について
- 諮問第134号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について